

(案)

提 言

我が国の子どもの成育環境の改善にむけて —成育コミュニティの課題と提言—



平成28年（2016年）〇月〇日

日 本 学 術 会 議

心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会

・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同

子どもの成育環境分科会

この提言は、日本学術会議心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議子どもの成育環境分科会

委員長	内田 伸子（連携会員）	十文字学園女子大学理事・特任教授
副委員長	木下 勇（連携会員）	千葉大学大学院園芸学研究科教授
幹事	矢田 努（連携会員）	愛知産業大学大学院造形学研究科建築学専攻長・教授
	片田 範子（第二部会員）	兵庫県立大学大学院看護学研究科長・教授
	仲 真紀子（第一部会員）	北海道大学大学院文学研究科教授
	永瀬 伸子（第一部会員）	お茶の水女子大学基幹研究院教授
	吉野 博（第三部会員）	東北大学総長特命教授・東北大学名誉教授・秋田県立大学客員教授・前橋工科大学客員教授
	朝田 芳信（連携会員）	鶴見大学歯学部小児歯科学講座教授
	五十嵐 隆（連携会員）	国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長
	大川 匡子（連携会員）	公益財団法人精神・神経科学振興財団理事、医療法人社団絹和会睡眠総合ケアクリニック代々木理事
	小澤紀美子（連携会員）	東京学芸大学名誉教授、東海大学大学院客員教授
	小林 章雄（連携会員）	愛知医科大学医学部衛生学講座教授
	佐々木宏子（連携会員）	鳴門教育大学名誉教授
	定行まり子（連携会員）	日本女子大学家政学部教授
	仙田 満（連携会員）	放送大学客員教授、環境デザイン研究所会長
	高田幸千子（連携会員）	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター副看護部長
	田中 稲子（連携会員）	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授
	棚村 政行（連携会員）	早稲田大学法学学術院教授
	松島 京（特任連携会員）	相愛大学人間発達学部准教授

なお、この提言は平成23年（2011年）～平成27年（2015年）における本委員会（前委員長：五十嵐隆、現委員長：内田伸子）の議論を取りまとめたものである。

本提言の作成に当たっては、以下の方々にご協力いただいた。

田畑 泉（第二部会員）	立命館大学スポーツ健康科学部教授
神尾 陽子（第二部会員）	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・思春期精神保健研究部長

岡田加奈子（連携会員）	千葉大学教育学部教授
岡田 知雄（連携会員）	日本大学医学部小児科学系小児科学分野教授
片山 倫子	東京家政大学名誉教授
児玉 浩子	帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科教授・学科長
實成 文彦	山陽学園大学・山陽学園短期大学学長
都築 和代	豊橋技術科学大学 工学研究科教授
井上 寿	環境デザイン研究所元主任研究員
住田 正樹	放送大学名誉教授
夏秋 英房	國學院大學人間開発学部教授
久木元美琴	大分大学経済学部准教授
相馬 直子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
三輪 律江	横浜市立大学学術院国際総合科学群人文社会科学系列准教授
元森絵里子	明治学院大学社会学部准教授
吉永 真理	昭和薬科大学基礎薬学教育研究センター教授

本提言の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局 井上 示恩	参事官（審議第一担当）
渡邊 浩充	参事官（審議第一担当）付参事官補佐
角田 美知子	参事官（審議第一担当）付審議専門職付（平成 27 年 12 月まで）
井須 清夏	参事官（審議第一担当）付審議専門職付（平成 28 年 1 月から）

1 作成の背景

次世代を担う子どもの成育環境は深刻さを増している。日本学術会議では第19期には、子どものこころ特別委員会報告書「子どものこころを考えるー我が国の健全な発展のためにー」、第20期には、第1部～第3部の分野横断的な課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会」により、対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立にむけて」（2007年）が公表された。子どもの成育環境を空間、時間、方法、コミュニティの4要素から捉え、子どもの成育環境の改善のために、分断化されている行政・学術領域を総合化する必要性を指摘したものである。

本分科会は、その指摘に基づき、第1部～第3部にまたがる諸委員会合同の検討組織として設置され、2008年には成育空間、2011年には成育方法、2013年には成育時間を取り上げ、改善の方策について提言を続けてきた。今回は成育コミュニティの改善について提言するものである。

2 現状及び問題点

子どもの成長に関わる子どもの成育コミュニティの課題は山積している。とりわけ、子ども同士のコミュニケーションや地域社会をはじめとする社会体験が希薄化している。今後、人口減少下に向かう時代において、少子化対策のみならず将来を切り開く人材をいかに育むかは、重要な社会的課題である。地域で子育てやネットワークの支援等、地域社会との関わりが薄れた子どもを対象に、どのように社会参画や協働に意欲を持つ人間の育成をはかるかは新たな課題とも言える。分科会では、こうした人間関係に重点を置いて、子どもの成育に関わる地域社会や社会の課題を「成育コミュニティ（人間関係）の課題」として、整理し、現状分析と改善に向けた提言を試みた。

3 提言等の内容

＜子どもの成育コミュニティのあり方＞

(1) さまざまな年齢の子ども同士による交流の促進

さまざまな年齢の子ども同士の群れ遊びの復権、そして子どもと大人の交流を促進するため、保育士や教師、自治会やNPO、市民団体が取り組める子どもの成育プログラムづくりに対する自治体の支援的取組み、それに対する国の強化対策が求められる。

(2) 多くの大人により見守られ育まれる社会的環境の整備

地域の中でいかに子どもを育てるかというビジョンと計画を立て、多くの大人が関わる出会いや人間関係を築く場（場所や機会）の形成が必要である。

＜子どもの成育コミュニティの障害克服の課題＞

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の社会進出を支える社会システムは未だ不十分である。また、父親の家事・育児

にかかわる時間は国際的にみて最低レベルである。家族生活に時間を割けない男性、女性への対策を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進することが喫緊の課題である。

(4) 子どもの貧困への対策の充実

子どもの貧困問題が指摘される経済格差の拡大は家庭、子どもの孤立化をさらに深める。背景となる就労状況の変化の課題、若年層の離婚問題の制度上の対策等格差是正の根本政策とともに、衰退した子育て地域コミュニティの再生など、格差によって子どもの教育や遊び等の成育に支障が生じることのない支援が求められる。

(5) ICT メディアの適切な活用

インターネット、スマートフォン、テレビ等は、便利な反面、不適切な利用による人間関係、心身発達への影響が問題視される。大人も含めてこれら ICT メディアとの賢明なつきあい方を広げる文化を育む必要がある。

(6) いじめ・不登校・虐待・犯罪などへの社会的取組の強化

いじめ等の発生要因の理解に基づき、子どもに寄り添い聞くことから信頼関係を築き、親身に状況の改善を伴走する支援が必要であり、子どもの自律的判断やコミュニケーションがとれるような社会的システムを構築することが求められる。

<子どもの成育コミュニティの形成のための手段>

(7) 子どものパートナーとしての大人・専門家の充実

プレーリーダー、ユースワーカー、病棟保育士やチャイルドライフスペシャリスト等、子どものパートナーとしてその成育に寄り添う支援者の数の確保、専門的職能として能力を発揮できるような雇用条件の確立、経済的処遇、社会的地位の向上が不可欠である。

(8) まちづくり等における子どもの参画の推進

未来を見据え、地域のまちづくり、施設づくり、社会システムづくりに子どもが参画する「子どもにやさしいまち」の推進を国がリードするべきである。

(9) 異文化理解・多文化共生の推進

子ども文化においては遊びを主体にした共生的な文化がある。大人は、それをさらに広げ、異文化理解、多文化共生の社会的定着に向け積極的に支援する必要がある。

(10) 総合的研究の推進と政策化

子どもの成育コミュニティに関する総合的研究は少ない。専門領域を越えた研究の相互交流と協力をうながし、エビデンス、データを蓄積する研究情報の中核のセンターを設け、エビデンスに基づいた政策化を進める必要がある。

(11) 子どもの総合的政策と法整備

子どもの成育コミュニティに関わる政策は教育、福祉、空間、自治等多岐の分野にまたがり、部局横断的に調整権限を発揮した総合的施策と法整備を推進するべきである。それらを統括する役割は内閣府が担うべきである。

(12) 子どもを第一とする国民運動の推進

日本の社会は大人本位で子どもの目線に立たない傾向が強い。今こそ、政治、行政、メディアが、子どもを第一とする国民運動を率先して展開する必要がある。

目 次

1	はじめに	1
2	提言の背景	2
	(1) 子どもの成育コミュニティ（人間関係）の変化	
	(2) 協同性を育む子どもの成育コミュニティ（人間関係）のあり方	
	(3) 子どもの成育をめぐる人間関係の諸問題への政策と研究課題	
3	現状の問題と改善の方向	3
	(1) 子どもの成育コミュニティのあり方にかかる課題	3
	① 子どもと仲間集団	3
	② 子どもと地域の大人	4
	③ 子どもの人間関係支援	5
	(2) 子どもの成育コミュニティにかかる社会的課題	7
	① 子どもと家族	7
	② 子育てと経済格差の問題	8
	③ メディア社会における子どもの人間関係	9
	④ いじめ・不登校・虐待・犯罪など人間関係の諸問題	10
	(3) 子どもの成育コミュニティの形成のための政策上の課題	12
	① 子どもに関わる専門家	12
	② 子どもの参画	14
	③ 子どもによる異文化理解・多文化共生	15
	④ 子どもの成育コミュニティ及びコミュニケーションに関する調査研究	15
	⑤ 子どもの総合的政策と法整備	16
	⑥ 健全なコミュニティ形成推進のための国民運動	16
4	提言	18
	〈子どもの成育コミュニティのあり方〉	
	(1) さまざまな年齢の子ども同士による交流の促進	
	(2) 多くの大人により見守り育まれる社会的環境の整備	
	〈子どもの成育コミュニティの障害克服の課題〉	
	(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	
	(4) 子どもの貧困への対策の充実	
	(5) ICT メディアの適切な活用	
	(6) いじめ・不登校・虐待・犯罪などへの社会的取組の強化	
	〈子どもの成育コミュニティの形成のための手段〉	

- (7) 子どものパートナーとしての大人・専門家の充実
- (8) まちづくり等における子どもの参画の推進
- (9) 異文化理解・多文化共生の推進
- (10) 総合的研究の推進と政策化
- (11) 子どもの総合的政策と法整備
- (12) 子どもを第一とする国民運動の推進

＜用語の説明＞	21
＜参考文献＞	23
＜参考資料＞子どもの成育環境分科会審議経過	48

1 はじめに

我が国におけるここ60年間の子どもの成育環境の変化は著しい。特に1960年代を境に、生活道路での子どもの遊びが車交通の増大によって排除され、子どもの仲間集団や地域社会との関係が薄れている。それはさらに今日の人口減少、少子高齢化社会の中で、子どもがコミュニティにて人間関係を切磋琢磨して社会化する体験を希薄にしている。外遊びが中心の生活は1960年代に内遊び中心の生活に転換していったが、テレビ、ゲーム、そして今日の携帯電話やスマホの普及は、外遊びにより得られていた社会的体験をはじめ多様な能力を開発する機会を奪ってきた。そのため運動能力や体力は低下したままである。それは子ども間のコミュニケーションにも大きな影響を与えて、いじめの問題も無くならない。また、大人が子どもに示す反応も子どもの声がうるさい等、不寛容さが進行しつつある。これらの問題の解決には子どもの成育環境を総合的に捉える視点と検討が不可欠である。

日本学術会議においても、子どものこころ特別委員会（第19期）が設置され、子どもの問題は個別的な学術組織の問題ではなく、学術全体として取り組みがなされるべきであるとして活動が始まり、第20期には分野横断的な課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会」の立ち上げを見て（平成18年（2006年））、対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」（平成19年（2007年））にとりまとめられた。子どもの成育環境は空間、時間、方法、コミュニティという4つの要素の関係として捉えられ、今日の成育環境の変化はそれらが相互に影響しあいながら悪化の循環を生み出していることによるとの認識のもと、子どもの成育環境を改善するためには、分断化された行政及び学術領域の統合化が必要であることを指摘した。それぞれの専門領域で行われている政策を統合化し、調整、整合、効率化が図れるよう、内閣府の機能を強化し、日本学術会議に学際的常置委員会を設置することもその中で提案された。

本分科会は、それに基づき、第1部から第3部にまたがる諸委員会合同の検討組織として設置されたものであり、平成20年（2008年）には「成育空間」、平成23年（2011年）には「成育方法」、平成25年（2013年）には「成育時間」を取り上げ、問題の所在と改善の方策について提言を続けてきた。

数々の青少年意識の国際比較の調査でも、自己肯定感や社会参加意識の低さなど、日本の子どもの深刻な状況が報告されている^[1-1~6]。子どもは幼少期の遊びから子ども同士や様々な大人との接触でコミュニケーションの能力をはじめコミュニティの感覚(Sense of Community)、協働意識などを得て社会化していくが、子どもの成長を育む社会の変容は子どもが獲得すべきこのような社会性にも問題をきたしている。我が国は資源小国であり、互いに助け合いながら困難を克服する力を持つ人材育成によって、大きく成長を遂げてきた歴史的経緯がある^[1-7]。人口減少が進む中、高度消費・情報社会は人々の直接的な対話の機会を減少させ、子ども同士や子どもと大人との人間関係にも変化をもたらしている。ここではこうした社会全般や地域社会の人間関係に重点を置いて、それを支えるシステムや物理的環境を含めた子どもの成育に関わる地域社会や社会の課題を「成育コミュニティの課題」として整理し、現状分析と改善に向けた提言をする。

2 提言の背景

(1) 子どもの成育コミュニティ（人間関係）の変化

子どもの外遊びが減少する時代は、住宅地の道路でのコミュニケーションが減少する時代と重なる。子どもの成長を見守る地域社会は変容し、子どもの遊びへの寛容さも失われた。少子化が進み、物理的にも、遊べる空間、遊び仲間が自ずと形成される空間が失われている。顔を合わせての直接的なコミュニケーションの機会も IT メディアとの接触により奪われ^[2-1-1~2]、友だちとの関係も量的、質的に変化している^[2-1-3]。約束しなければ遊べない状況は幼児期にまで及んでいる。核家族化も進み、子どもだけでなく親も孤立し、地域の大人と子どもの関係は希薄化し、子どもが多くの人によって育まれる成育環境が失われているのである。

(2) 協同性を育む子どもの成育コミュニティ（人間関係）のあり方

従来、子どもの人間関係を育むものは「社会性」「思いやり」「友達の良さに気づく」などの心理的特性を中心とした概念により捉えられることが多かったが、新しい『幼稚園指導要領解説』（2008 年 10 月）には、「人間関係」の領域に「協同して遊ぶ」ことの意義が付け加わった^[2-2-1]。これからの幼稚園は地域の群れ遊びが果たしてきた役割を意識化して、協同性の芽生えを育むことが喫緊の教育課題である^[2-2-2]。協同性は幼い頃から集団生活を経験させれば自動的に育つものではない。遊びを中心に子ども同士が想像性と自発性を駆使して自然環境や文化・生活環境から多彩な遊びの素材を取り込み、複雑で多様な経験を積み重ねて育つことが極めて重要である。保育の専門家が質の高いと考える遊びは、子どもの人間関係の協同性や自主性・自発性・自立性を促すことがわかっている^[2-2-3]。地域の群れ遊びの復権を通して、幼児期から協同性、自主性などを育むことが強く望まれる。

(3) 子どもの成育をめぐる人間関係の諸問題への政策と研究課題

子どもの行動としては、いじめ、不登校・引きこもり、犯罪・非行、暴力、自殺など、子どもを対象とする保護者の行動としては、体罰・虐待などがしばしば「問題」として社会的関心を集めており、政策や学術的研究の課題としてもよく取り上げられてきた。寛容さを欠く行動、孤独、無関心なども問題として指摘されるが、これらについては政策上の課題としての定義、検討が進んでおらず、学術的な研究も散見されるのみである。コミュニケーションが不得意なことも問題として指摘されるが、コミュニケーションは人間関係の基盤にあるものであり（＜用語の説明＞の 3）参照）、乳幼児期からの成育環境が大きく関与していると指摘されている。これらの諸問題を通観するとき、研究においても政策においても、専門に分断化された問題点が指摘される。成育コミュニティの問題を考えることは、子どもの成長、つまり生きること全てに関わる分野横断的な総合的な研究や施策の必要性を浮かび上がらせる。

3 現状の問題と改善の方向

(1) 子どもの成育コミュニティのあり方にかかる課題

① 子どもと仲間集団

ア 仲間集団の意義

子どもの発達過程において仲間集団が重要な役割を有していることはいうまでもない。とりわけ児童中期から児童後期、青年前期にかけての子ども期は同世代者との対人活動に強い関心を持つ時期であり、仲間と徒党を組んで集団的遊戯活動に興じる時期である。それだけにこの時期の子どもは仲間集団から強い影響を受ける。

子どもの仲間集団は親密な仲間が寄り集まって形成する自然発生的な集団である。しかし親密な仲間といっても、常に親密な関係にあるわけではない。親密に集団遊びに興じることもあれば、時として集団での遊びの展開を巡って仲間同士が対立し、葛藤が生じることもある。だが、対立や葛藤が生じても集団遊びに興じたければ子どもは、仲間と互いに妥協しあって、その対立や葛藤を収めなければならない。子どもの仲間集団は、このように親密な肯定的関係から対立や葛藤といった否定的関係に至るさまざまな関係形式を内包している集団なのである。子どもは仲間との集団遊びを展開していく過程で、こうしたさまざまな対人関係を経験し、より包括的・多義的な方向へと発達していく。より広い社会での人間関係の能力を培うところに子どもの発達過程における仲間集団の意義がある。

イ 仲間集団の衰退

現代では、子どもの仲間集団は変質してしまった。仲間集団の衰退といってもよい。子どもたちが寄り集まって集団遊びに興じる時間も場所もない。学校が終わっても塾や習い事に時間をとられ、個々の子どもの生活時間は分散し、自由に遊びに興じる共通の時間がない。また幼児向きの公園はあっても、この時期の子どもが自由に集団遊びを展開できるほどの空間がない。たとえ広い公園や場所があってもさまざまな禁止事項が掲示されて子どもは自由に遊べない。

今日の子どもの特徴といわれる対人関係能力やコミュニケーション能力の欠如、集団不適応、規範意識の低下も、実は子ども時代の仲間集団経験が乏しいことによるのである^[3-1-1-1]。仲間との集団遊びの経験が乏しいために対人関係の能力を高めていく機会がなく、そのためにコミュニケーション能力は乏しく、集団のルールを体得する機会もないままに成長する。

ウ 仲間集団形成の環境整備

子どもが自発的に集団を形成して自由に集団遊びに興じることができるような場所、また時間を確保し、そうした機会を提供できるように遊び環境を整えることが今日的課題になる。先に提言した成育空間、成育方法、成育時間の課題を含め、子どもが遊び、成長する環境の総合的対策が求められる。子どもの発達過程において仲間集団に代置できるような集団はない。そうであるとすれば、プレーワーカー

が常駐する遊び場や魅力的な催し等、子どもの仲間集団形成の機会を提供することこそが今日の重要な課題になる。

②子どもと地域の大人

ア 子どもは地域の宝 ～子どもを育む地域の大人

「子どもを育てるにはムラ〔村〕が必要」^[3-1-2-1]というアフリカの諺のように、ムラ、コミュニティは子どもの成長に欠かせない。かつての日本には子どもを地域の宝として育てる精神風土があった^[3-1-2-2、3]。人々のつながりが希薄になった今日、東日本大震災で注目された「絆」とも表現される社会関係資本が安全対策でも重要となっている^[3-1-2-5、6]。それは一世紀以上前にジョン・デューイが提起した「学校と社会」^[3-1-2-7]の関係でもあり、学社融合、コミュニティスクール、ファミリーサポートのネットワーク等、新たに社会関係資本を築く市民活動も生まれてきているが、さらにそのような活動のダイナミックな成長が望まれる。

イ 希薄化する子どもと大人の関係を再構築する場の必要

社会関係資本をジェイン・ジェイコブズは路上で子どもが遊び、社会化する過程で経験する見えない人間関係の網の目と示した^[3-1-2-8]。今日、路上で遊ぶ子どもは減り、道路は車に占有されて住宅も閉鎖的となり、近隣関係の対話も減った。その結果、公共空間における犯罪不安は増大し、さらに路上の子どもと大人の会話の機会を減少させている^[3-1-2-9]、さらに前述のように今日は、遊ぶ子どもの声が騒音という苦情が寄せられ、子どもに対して不寛容な社会への進行がみられる。見えない人間関係の網の目が断ち切られた中で、ストリートパーティやまちの縁側といった子どもと大人、高齢者、世代間がふれ合い、互いに知り合う中で子どもの声が騒音ではなく、互いの存在を認め、伝え合う喜びを共有する地域社会形成が求められる。

ウ 中学・高校生の段階で薄れる地域との関係

国民全般に地域の近隣関係のつきあいは希薄化の傾向にある^[3-1-2-10]。とりわけ子どもと地域社会との関係は中学・高校生と学齢が進むに連れて薄れて行く^[3-1-2-11]。大人に励まされた経験の無い子どもは4割という調査結果も報告されており、励まされた経験のない子どもは自己肯定感も低いという傾向が見られる^[3-1-2-12]。

エ 子どもの安全、成長を見守る地域の年配者

通学路に出て子どもの安全を見守るボランティア活動、学校帰りに子どもが立ち寄れるお年寄りの住まい等、意識的に子どもの安全、成長を見守る地域活動の取り組みもみられる。多くの担い手は年配者であり、それが高齢者の生きがいの面でも有意義な活動となっている^[3-1-2-13]。

オ 放課後子どもプランにおけるプレーリーダーの配置

文部科学省と厚生労働省連携の放課後子どもプラン推進事業においては指導員という名称が使われているが、現場におけるスタッフの数と質の確保、保障が大きな課題である。質を高めるためにはプレーリーダーとしての資質を備えた専門家の常駐が求められる。そしてさらに地域社会との関わりをつくり出す作業（コミュニティワーク）で活動を地域に広げられるならば、子どもが最も自由に過ごす時間帯に地域社会での経験が積めるようにすることにつながる。

③ 子どもの人間関係支援

ア 子どものための組織（子ども会等）

（ア） 子どものための組織の衰退

子どもは前述のように家族以外の地域の大人との関係をはじめとする社会との接触によってセンス・オブ・コミュニティ^[3-1-3-1]をつかんで行く。もともと日本の町内会や自治会、農村集落の区等の組織には子ども会がある。それは異年齢の子ども間の重要なコミュニケーションの場であり、かつ地域の人材育成の場でもあった。正月小屋、地蔵盆、盆飯、塞の神、かまくら等子どもの民俗行事も子どものセンス・オブ・コミュニティを育む場であった。子ども組等によるこれらの行事や遊びにおける子どもだけの運営を子どもの自治とも称した^[3-1-3-2]。しかし、大人の自治会活動への参加の減少と同様に子ども会はじめスポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等の地域組織への参加率が減少している^[3-1-3-3]。その背景には保護者がその運営のサポートに参加しなければならないことを負担として敬遠する意識が働いている。

（イ） 地域アイデンティティとしての子どもの伝統行事

民俗行事等の伝統行事への子どもの参加率が一般には減少している（少子化も大きな要因）が、地域ならではの伝統行事への参加は地域への子どもの帰属意識、愛着を高める。こうした伝統行事への参加は、東日本大震災後の復興過程において、かつての街並をはじめとして全てが失われた地域において、地域らしさ、アイデンティティの再確認となって求心力を発揮した。その伝統行事の復活が縁で全国から、また時には海外からも担い手の子どもたちが公演に招聘され、子どもが視野を広げる機会となることも示されている^[3-1-3-4]。

（ウ） 地域におけるジュニアリーダーの育成

東日本大震災では避難時の中高校生のボランティア活動が度々話題となった。避難場所での炊き出しや弱ったお年寄りへの肩たたき等の活動は年下の小学生たちも喚起する活動として広がった。宮城県では1960年代後半に子ども会から育った中高校生をジュニアリーダーというボランティアサークルとして育成する施策を展開し、それは東北6県から全国に普及した。全国的にみると子ども会の衰退とともにジュニアリーダー活動も消えかかっている所が少なくないが、宮城県に

においては、市町村で担当の職員も配置して継続した育成活動を続けていた。日頃、ボランティア活動として小さい子や地域のために活動していた意識が避難場所等においても発揮されたのである^[3-1-3-5]。

(エ) 大人の支援者 コミュニティワーカー

子どものための組織を支えるためには大人の支援者が必要である。これまで制度的には民生委員が児童委員を兼ねて子ども関係の支援を行なってきた。しかし、高齢社会の中でケアを必要とする高齢者も増え、また障がい者、そして「子どもの貧困」と表現される格差社会での生活保護世帯への対応、支援を必要とされる者と支援の制度をつなげる業務も多く、兼務で行なうには業務が広すぎるであろう。民生委員の担い手不足の課題もあるが、せめて高齢者対応と子ども対応とを分け、委員の公募をもっと強めることも検討してよいであろう。これら民生委員は高齢者の無償ボランティア活動として行なわれている。複雑化する地域の子どもの環境の問題や、思春期の難しい期間の子どもに専門的に支援を行なうプレーリーダーやユースワーカーが常駐する居場所づくりを市町村が率先して行ない、その後押しの施策が国に求められる。

(オ) NPO 等の民間団体の役割

地域の中で子どもの遊びや群れて遊ぶ場を提供するなどの支援、子育て中の親の支援による子どもの社会性育成の場を形成する市民活動の広がりもみられる。例えば、NPO 法人日本冒険遊び場づくり協会^[3-1-3-6]によると、全国での遊び場づくりは約 400 団体が自主的な市民活動やプレーリーダーの運動によって展開している(2013 年度調査)。さらに自然体験を通して子どもの育ちを支援している組織^[3-1-3-7]や都市地域にありながら海・川・山などの地域のフィールドを活用している組織^[3-1-3-8]などがある。

イ 子どもと社会教育

(ア) 地域社会の課題と資源をふまえた社会教育活動の必要性

地域社会における活動が衰退している現状に対して、子どもの成育環境を改善するために、学習活動などを通じた地域人材の育成と組織化を支援し、地域の教育資源を開発し、結びつける役割が社会教育に求められている。

とりわけ、公民館を戦後の民主主義社会形成のために、自ら考えて問題改善に取り組む市民形成の場として活発に活動を展開してきた地域もある^[3-1-3-9]。公民館主事がコミュニティワーカーやユースワーカーのような役割を担い、地域社会の活性化や子どもの成育コミュニティに貢献してきた所もある。しかしながら、しっかりとした理念と方策が無いと単純に教育畑経験者が任用され、また現在は指定管理者制度の導入によって、過去の経験の蓄積も生かされずに形骸化した、貸し館的な施設となりかねない。子どもの成育コミュニティの向上のためには子ど

もの成育環境としての地域社会の現状と課題を評価し、それを資源として捉えて、子どもを含めた地域住民を巻き込んだ企画を実践する専門的職能の発揮が求められる。図書館や博物館も同様に、知識提供だけではなく、ワークショップをはじめ参画型の催し、アウトリーチ活動等が重要となっている。

(イ) 社会教育と NPO 等の民間団体

社会教育は、社会教育施設のほか、NPO 等、民間団体などによっても担われている。これらの団体は、遊びやアート、ボランティア活動、長期休みにおける農山漁村での自然体験等、子どもの成育コミュニティを補完する役割を担うものである。民間を含め、子ども向けのサービスにどのようなものがあるのか、要覧を作成している自治体もある。「補完性の原理」による民間と行政の協働が活発なミュンヘン市では行政と民間団体により、全てのプログラムの行事暦を作成し、地図に情報を掲載している^[3-1-3-10]。このように子ども関係の団体が行政と一堂に会して情報交換を行うフォーラムや祭典の機会を活用して子どもの成育コミュニティ形成のための理念と方針を共有していくことも社会教育の大切な役割である。

(2) 子どもの成育コミュニティにかかる社会的課題

① 子どもと家族

家族は子どもにとって、最も親密な、最初に経験する集団である。^[3-2-1-1]。それがこの半世紀、大きな変容を示してきた。核家族化、少子化、あるいは小家族化のような形態の変容のみならず、育児の外部化、女性の社会進出なども進み、家族の機能も変容している。

ア 家族の小規模化と少子化

一世帯当たりの平均人員は、昭和 30 (1955) 年頃まではほぼ 5 人前後であったが、その後は小規模化の一途をたどり、平成 25 (2013) 年には 2.51 人まで減少している^[3-2-1-2]。小規模化、核家族化、家族形態の多様化などとともに現代家族の特徴として挙げられる晩婚化・晩産化は少子化をもたらす大きな要因とされる^[3-2-1-3]。晩婚化についてみれば、平均初婚年齢は夫では 27.8 歳 (昭和 55 (1980) 年) が 30.8 歳 (平成 24 (2012) 年) へ、妻では 25.2 歳 (昭和 55 (1980) 年) が 29.2 歳 (平成 24 (2012) 年) へと高くなっている^[3-2-1-3]。

イ 兄弟姉妹関係による社会化の機会喪失

少子化は兄弟姉妹が少なくなることを意味する。子ども同士、兄弟姉妹という関係の中で、同世代であることによって競争し、あるいは助け合い、対等や公平の概念を習得していた。兄弟姉妹の友人関係から家族外の人間関係を形成する社会化の機会ともなっていたが、その機会も薄れた。兄弟姉妹の数が少ないことは、親の育児・教育への傾注、過保護につながりやすいなど、親との関係においても変化をも

たらず。

ウ 家庭での子どもの孤独

小・中学生が学校から帰宅しても、家族が誰もいないという状況が増えている。特に少子化の著しい地方においてスクールバスで帰宅後、周囲に遊ぶ友達もいないという状況がある。兄弟姉妹や近隣の子どもと会うことも少なくなり、ICT メディアに時間を取られるなど、生活の室内化、孤立化が進んでいる。核家族化の中、家庭内のコミュニケーションの減少以外に他の家族との家族ぐるみのつきあいもありなされておらず^[3-2-1-4]、子どものみでなく、親までもが孤立化する傾向にある。学童保育や子どもの居場所を充実させたり、地域社会で子育てを支えたりして、子どもの生き生きとした生活を保障しなければならない。

エ 子育てとワーク・ライフ・バランス

男女共同参画の推進を背景に、女性の社会進出も経済活性化に不可欠となるとの認識が広がり、ワーク・ライフ・バランスを推進するための「憲章」や「行動指針」も策定されている^[3-2-1-5]。しかしながら保育や子育て支援等、それを支える社会システムは未だに不十分である。特に我が国の父親は、様々な国際比較調査からみても家事・育児に関わる時間が最低レベルである^[3-2-1-6]。その結果、低年齢児が長時間の集団保育に依存することとなり、それは母親のみならず子どもにも重い負担が課せられる。フルタイムの職を持つ夫婦の乳幼児には、0 歳児からの長時間の集団保育が必要となり、他方、フルタイムの職を断念した母親はパートタイムや非正規雇用に甘んじなくてはならない^[3-2-1-7、8]。ワーク・ライフ・バランスの推進は、いま、我が国の家族を守るために最も必要なことである。

②子育てと経済格差の問題

ア 子どもの貧困

経済格差が広まり、貧困世帯は増え続けている。貧困世帯の多くは若年母子家庭等のひとり親世帯である。生活に迫られる貧困世帯では、子育てに余裕がなく、生活保護受給家庭で育った子どもでは、大人になり再び保護を受けるケースも多い。また、貧困世帯の子どもでは、学習意欲の低下がみられ、親の養育態度は強制型しつけになりがちである^[3-2-2-2]。遺児の進学を支援する団体の働きかけにより超党派の議員立法として 2015 年 6 月に成立した「子どもの貧困対策推進法」は、2021 年度までに貧困率を 10%までに減らすという目標を掲げているが、貧困家庭は 16.3%と増加傾向にある。貧困は子どもに多くの困難を負わせるため、子育てに余裕のない家庭への社会的支援が必要である。

イ 共有型しつけの重要性

幼児期のリテラシー（読み書き能力）の習得は家庭の経済格差をただちに反映す

るわけではなく、しつけスタイルの影響を受ける^[3-2-2-1~6]。大人が子どもの主体性を大事にして子どもと楽しい経験を共有する対話型コミュニケーションをする「共有型しつけ」をすれば、子どもは、主体的に環境探索を行い、内発的な知的好奇心を発揮することができる。経済格差の是正は急務であるが、このような「共有型しつけ」をする家庭と子どもの主体的な遊びを大事にする保育・教育施設等との連携協働も、欠かせない。

ウ 離婚と子ども

我が国の離婚率は近年上昇し、ヨーロッパ諸国に近づいている。離婚はひとり親世帯になる最大の理由であり、離婚により単親世帯となる子どもは年間 25 万人といわれている。離婚のうち 60%は若年離婚といわれ、20 歳前後の夫婦の離婚が多い。我が国では協議離婚が約 90%を占める。諸外国では協議離婚の場合でも離婚後の養育形式、面会交流の頻度や養育費等を取り決めて、裁判所に出さなければいけないとしているが、我が国では子どもについて決め事をせずに安易に離婚が成立してしまう。離婚した家庭の子どもは約 80%が母親と暮らし、離婚した夫から養育費を受けているのはわずか 19%（2006 年厚生労働省調査）といわれ、母子家庭が子どもの貧困を多く生み出していることがわかる。離婚による精神的、経済的影響を最も強く受けるのは子どもである。離婚の手続きを含め、子どもの権利を尊重し、共同養育、面会交流等を義務づける法制度の確立が早急に必要である^[3-2-2-7]。

③ メディア社会における子どもの人間関係

ア テレビ視聴と発達への影響

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会では、乳幼児のテレビ視聴の発達への影響を検討した。その結果、長時間視聴は1歳6ヶ月時点において意味のある言葉（有意語）の出現の遅れと関係があること、特に日常やテレビ視聴時に親子の会話が少ない家庭の長時間視聴児で有意語出現が遅れる率が高いこと、このようなテレビの影響にほとんどの親が気づいていないことが示された^[3-2-3-1]。また、ペンシルヴァニアで約 1,600 名の乳児の 5 年間縦断追跡調査でも、DVD の長時間視聴の知能や言語の発達への影響が示されている^[3-2-3-2]。乳幼児期は言語発達に重要な時期であり、テレビ視聴の影響について、親も社会も言語や知能は人々との社会的やりとりを通して成長することを認識して、対処していく必要がある。

イ スマートフォン(スマホ)の普及と子どもの心身の健康にもたらす問題性

手軽に持ち歩いて、インターネットやメール、各種のアプリ(応用ソフト)が利用できるスマートフォン(スマホ)の普及は、近年急速に、子どもの心身の健康にもたらす問題として浮上している。従来のメディアについて心配されてきたのは、たとえば、視力や体力が衰える、長時間使用で生活リズムが乱れるなど基本的に悪影響という受け身主体の問題であった。しかしインターネットでは、それに加えて悪用

問題という反社会的な要素が加味される。ネットいじめ、インターネットでのコンタクトに起因する性犯罪、殺人事件にまでエスカレートするストーカー行為などが該当する。間接的には個人情報の流出の問題もある。このように、メディアのなかでも、パソコン、スマホ、タブレット端末など、すなわち ICT は、インターネットに内包する問題として悪用側にも巻き込まれる。そのことは、子どもの心身の健康に及ぼす影響において遥かに大きく重大であり、その使用に関する危機管理・情報モラル教育などの適切な指導を急ぐべきである^[3-2-3-4]。

④ いじめ・不登校・虐待・犯罪など人間関係の諸問題

ア いじめ

いじめ^[3-2-4-1]は、それを受ける児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童生徒の生命または身体に重大な危険が生じる事案が実際に発生し続けるなど、深刻な社会問題となっている^[3-2-4-2]。2006 年以降、いじめの定義の見直しとともにいじめの認知件数は以前より大きく増え、その後 2009 年までは減少傾向であったがそれ以降減少が止まっている^[3-2-4-3]。

いじめの問題には社会総がかりで対峙する必要があることより、平成25(2013)年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立し、基本的な理念や体制が整備されるに至った。しかし、いじめへの対応は、こうした制度的対策のみでなく、子どもを中心に、教職員や保護者も含め、学校社会を構成している人々が、いじめのメカニズムの理解に基づき、いじめられる側の立場に立ってその心の状態を推し量る自律的判断が必要である。傍観者から仲介者に、人権侵害に公然と立ち向かう社会的役割を担う自覚が求められる。これが「柔らかな行為責任」であり、どのようにすればそれを社会全体で醸成できるか考える必要がある^[3-2-4-4]。

イ 不登校・引きこもり

不登校は1980年ごろより増え続け、文部科学省でもその動向を継続的に調査し、対応策を検討してきた（学ぶ意欲を育み登校したくなるような学校づくり、心の教育の充実、教員の資質向上と指導体制の充実、学校・家庭・地域社会の連携、教育相談体制の充実、および不登校児童・生徒に対する柔軟な対応等）^[3-2-4-5]。しかし、現在も大きく改善するには至っていない。また、引きこもり（原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態とされる^[3-2-4-6]）も増加しており、厚生労働省が精神保健福祉分野、児童福祉分野等において対策を推進してきた。

不登校と引きこもりは、根は同じといわれ^[3-2-4-7]、ともにコミュニティにおける人間関係の遮断と深く関わる問題であって、子どもが置かれた極めて困難な状況を示す現象の一つとして捉えられなければならない。その解決には、これまで取られてきた一連の施策に加え、既成の枠にとらわれず自由で独創的な教育を実現することができるフリースクールを義務教育として公認するなど、家庭、学校、地域社会

における人間関係を支える多様な教育機会の確保が求められる。

ウ 虐待

児童虐待の定義は、児童虐待の防止等に関する法律（2000年から施行）第二条に記載のとおりであり、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に分類される。親または親に代わる保護者により加えられる虐待行為としての児童虐待の特徴は、非偶発的で、長期にわたり、反復的、継続的であることが上げられる。児童虐待への関心は高まっているが、その予防や解決に向けた課題は多く^[3-2-4-8~12]、制度改革や関係機関の体制強化が必要である。今後さらに、子育て困難な家庭が比較的容易に利用できる子どもを一時的に養育する施設の整備と機能強化などが必要である。虐待の結果、養育に適切な家庭のない子どもには、心身の育成に適した家庭的環境で養育されるよう、法的整備や民間団体等^[3-2-4-13]の活動支援も図るべきである。

エ 暴力

暴力の形態は多様であり、家庭内暴力についてみると、認知件数は少年非行の一形態として統計資料が示されているものの^[3-2-4-14]、これは氷山の一角のようなものであり、全体像の把握は難しい。校内暴力については、少年非行が第3のピークを迎えていた昭和58(1983)年3月以降、文部科学省が調査を始めている。その平成23(2011)年の報告には、暴力行為増加の要因については、児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境の変化に伴う多様な問題が指摘されている^[3-2-4-15]。

学校や養護施設における体罰も依然問題として残されている。懲戒として体罰を加えることができないことは法令上明記されているにもかかわらず体罰が無くならないが、これには過去に容認されていた経緯が深く関わるであろう。その根絶に向けては、「体罰」は「暴力」であるとの認識を広げる必要も高いであろう。

暴力は人間関係の破綻の問題と考えられるが、物理的環境の改善により暴力行為がなくなったという事例も多く報告されている。人間関係だけでなく成育環境全体の改善に向けた取り組みが必要と思われる。

オ 犯罪・非行

非行とは軽微な違法行動あるいは違法ではないが社会的規範に照らして反社会的とみなされる行動を一般的に言うものであり^[3-2-4-16]、夜あそびや不健全性的行為（性的逸脱行為）等が含まれる。こうした非行については系統的研究がなされていない。

経済格差が広がり、貧困家庭等子どもの養育に困難をきたす家庭の子どもへの支援が非行や犯罪への予防につながる。その観点で、米国や英国では就学前における養育や教育支援、そして思春期の子どもの社会参画を促す活動も行われている。我が国においても子育てが困難な家庭に対しては、早い段階から、外部からの子育て

や教育への直接的支援が必要である。また、思春期における犯罪に関して考えられる要因を挙げる等の統計の整備はまだ不十分である^[3-2-4-17]。

(3) 子どもの成育コミュニティの形成のための政策上の課題

① 子どもに関わる専門家

ア 子どもと保育者～保育環境の充実の課題

我が国の人口構成として少子高齢化が明確になった 1989 年以降、労働人口の社会的なニーズの観点からも、働く女性への支援の一つとして積極的に低年齢保育は普及した^[3-3-1-1]。0 歳児保育からの集団保育と家庭での母親保育を比較した時に、4 歳時における社会生活能力において、集団保育の方が優れていた^[3-3-1-2]。0 歳児の前向きコホート研究で、3 歳児の段階での比較でも、拡大家族などサポートがある状況では母親の就労が子どもの発達に影響しなかったとする報告もある^[3-3-1-3]。

他方、アメリカの研究には、母親の保育でもそれ以外の人による保育でも、少数の例外を除いては、子ども発達に有意に差は見られない^[3-3-1-4]。また、保育の質が高ければ高いほど母親以外の保育によっても認知発達や社会性の発達でよい結果を得られている^[3-3-1-5]という報告もある。

さらに、子どもの発達を母親が働くか働かないかという形だけで議論し、女性だけの問題として論じるべきではない。就労環境や保育環境、家族の理解と協力を含めて、広く社会全体の問題として取り組んでいく必要があるとする考えもある^[3-3-1-6]。

我が国では保育の質を考える上で、保育環境インフラこそが第一の「保育者」だと考える保育論は、すでに昭和初期から存在し^[3-3-1-7]、引き続き、環境の充実という視点から保育を考える研究も行われており^[3-3-1-8]、スウェーデンにも環境を保育士と捉える考え方は存在する^[3-3-1-9]。

保育のあり方にも多様性が必要であるが、現在、もっとも急がれるのは保育環境の充実と保育者の質の向上であり、とくに大都市においては、需要が増す低年齢児対象の集団保育施設の増加が急務である。また、保育の質の向上のために保育者養成の充実と保育者の的確な評価方法の開発が必要とされる^[3-3-10～12]。

イ 子どもと教師～多忙な教師

学校は「大きな家であり、小さなまち」であって、子どもは学びの場である学校で、もの・こと・人と出会い、かわり、学び、成長していく。社会的に小1プロブレム、中1ギャップなどが話題になっているが、多くの児童は教師からの声かけでやる気を興し、元気に学校へ通う。学校においても教師と生徒の日常的なやりとりが生活指導の場ともなっていることを教師が自覚しておく必要がある。

日常の遊び仲間や地域のコミュニケーションの体験も希薄化したために、学校の授業では異学年交流の授業を実施したり、生活科や総合的な学習の時間を活用して、地域の人材にゲストティーチャーで参加してもらったりと、近年、多様な出会いが

教室・学校内で展開されるよう工夫されてきている。さらに校外学習にて地域の人からも教わる学びの充実に向けた努力を期待したい。

OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) によると日本の教員の勤務時間は参加国最長(週あたり日本 53.9 時間、参加国平均 38.3 時間)であり、このうち、授業時間は同程度である一方、課外活動、事務業務、授業の計画・準備に使った時間が長い^[3-3-1-13]。中央教育審議会から部活動を支援する「部活動指導員(仮称)」の制度化や、スクールソーシャルワーカー(SSW)の充実の答申が出され学校職員として法令に位置づける方向性が出されている。さらに地域はじめ様々な専門家や機関の協力を得ながら、教師の負担軽減が求められる。

ウ 子どもと医療専門職～医療保育士、病児保育、思春期医療の対応

医療の場における子どもを主な対象とする専門職の活躍の場は広がっている^[3-3-14]。しかし、海外に比べ、まだその数や種類、また医師や看護師以外の医療保育士等の専門職に対する社会的地位の確立も途上にあり、治る病気となった多くの小児の疾患のケアやリハビリに役割を発揮できるよう制度面の整備が望まれる。

現在、保育所に入所する子どもは幼稚園に入園する子どもの数を大きく上回っている。さらに、保育所に入所する子どもは1日平均で11時間を保育所で過ごしている。子どもが集団生活をするために生じる様々な感染症への予防・対応や食物アレルギーへの配慮・対応をするため、保育所では小児保健・小児医療に造詣の深い看護師が配置されるが^[3-3-1-15]、現状では施設数の約3割に止まる^[3-3-1-16]。

入院した子どもの全人的ケアが我が国では不十分である。こうした状況に対処するため、多くの小児病棟に乳幼児のケアを行う病棟保育士が配備されている。しかしながら、入院した子どものこころの健康にも対応できるチャイルドライフスペシャリスト CLS (ホスピタルプレイセラピスト HPT) の小児病棟への配備は十分ではない^[3-3-1-17]。現在、チャイルドライフスペシャリストが異なった団体で育成されているが、必要条件は均一ではなく、新たに育成される専門家の数も不十分である。今後、我が国全体で統一したCLSを育成すること、小児病棟にCLSを配備する場合には診療報酬上の加算を行うなどの医療施策が必要である。

通常では、子どもと医療関係者が接する機会は疾患に罹患した時以外はあまり多くない。健康な子どもが医療関係者と接するのは、乳幼児健診、入園・入学時や学校での健康診断などの発達評価や身体健康診査や、予防接種などの機会に限られる。我が国では乳幼児から学童までの身体を中心とした健康診査が定期的に行われている^[3-3-1-18]。しかし、思春期の子どもの性、妊娠、性感染症、こころの問題などについて養育者を介さずに相談し、治療を受けることができるシステムが整備されていない。こうした思春期医療に対処できる医師を育成するため、日本小児科学会や日本小児科医会が思春期医療に関する研修活動を行っている。

エ 子どもとプレーワーカー～その安定雇用とコミュニティワークの役割

プレーリーダーは冒険遊び場において子どもの遊びを見守り、子どもが安心してまた興味をかき立てられて遊ぶ環境の形成をはかる専門家である^[3-3-1-19]。児童館等の児童厚生員や民間で子どもの遊びの支援を行なう専門家等も含めてプレーワーカーと称する。欧州においては遊びが子どもの成長に欠かせない上に、遊び場は自発的な学習の場という理解があり、その専門職能が社会的に認められている。しかし、我が国ではまだ専門職能として安定した雇用が保障されていない。有償の専門家としての位置づけが必要である^[3-3-1-20]。

日本における冒険遊び場の定着は住民活動で展開し、地域の中で支持された場合に開設、そして継続的に運営されてきている。プレーリーダーの役割としてはそのように地域での支持を得るためのコミュニティワークの役割も担うこととなる^[3-3-1-21]。また海外では子どもから大人になる過程の時期の思春期における相談役としてのユースワーカーをユースセンター等に配置している。我が国ではその専門職も制度的に定着しておらず、プレーリーダーや児童厚生員がその役割を担っている場合もある。親や教師への反抗期を迎えた青少年にとって地域の中で他に相談できる大人が居ればよいが、近隣の関係が薄れた今日、思春期の子どもが頼れる存在としてのユースワーカーも思春期の子どもと地域との関係を築くコミュニティワークの担い手となる^[3-3-1-22]。これら専門的職能の育成も課題である（文部科学省と厚生労働省の連携によって政策にあげていく必要がある）。

② 子どもの参画

ア 子どもの参画を阻む伝統的教育観

我が国では子どもの権利条約を批准していながらも、子どもの意見表明権等子どもの参画に関しては依然と抵抗が強い。子どもをわがままにして学級崩壊や家庭崩壊を招くなどが反対の声である^[3-3-2-1]。集団的規律を重んじて集団内での切磋琢磨から成長をはたす教育観と児童本位の教育観（古くはデューイ等に提起され、西洋に多い小人数クラスでの子どもの個性を尊重する対話的方法）という教育観の根本的な相違が根底にあるが、教育基本法の理念^[3-3-2-2]に基づき、学校のみならず地域社会でも個人としての子どもと向き合う教育に取り組む必要がある^[3-3-2-3]。

イ 自己肯定感と子どもの参画

青少年意識に関するいくつかの国際比較調査^[1-1~6]によれば、自己肯定感や社会参加意識の低さなど、日本の子どもには、国際的に見て特異ともいえる状況が認められる。地域の将来を考える機会に参加したいという子どもは、地域に愛着があり、将来も住み続けたいという意識が高い、また、自己肯定感も比較的高いという相関がいくつかの調査で明らかになっている^[3-3-2-4, 5]。南三陸町の復興まちづくりへの中高校生参画のワークショップにおいても、視野を世界に広げられるようになり、グローバルな視点でローカルな活動に参加するという、未来社会に期待される人材が育っていることが示されている^[3-3-2-6]。

ウ 子どもの参画から地域社会の再生へ

地域社会の人間関係が希薄となっている今日の状況において、子どもが参画して動き出すことで大人が巻き込まれて地域が再生への道を歩むという事例がいくつもの地域で報告されている^[3-3-2-7]。「子は地域の鎧（かすがい）」、「コミュニティを育てるには子どもが必要」^[3-2-3-8]という命題は普遍的に成り立ちうるものとして実践、応用の広がりが期待される。

エ 子どもの参画による「子どもにやさしいまち」の推進

1996年から始まったユニセフによる「子どもにやさしいまち」は今や世界で数千の都市で実施されている^[3-3-2-9]。子どもの参画を筆頭の条件にアセスメントツールで子どもの視点から子どもに関わる施策をチェックし、子どもの参画を促して、持続可能なコミュニティ形成をはかる取り組みである。欧州の先進都市のみならずインドネシアやフィリピン、ネパール等アジアでも広がりつつあり、こども環境学会大会（2009）において第一回アジアパシフィック地域会議が開催されたものの、日本での立ち遅れが目立つ。国家的なプログラムとして展開して、国際社会に情報発信し評価を得ていく努力が求められる。

③ 子どもによる異文化理解・多文化共生

現代社会におけるグローバル化は子どもの成育環境においても進行している。幼児施設や教育施設では、帰国子女、外国人児童等の日本語指導が必要な子どもが増加している^[3-3-3-1]。貧困、家族崩壊、言語習得、教育問題などの多重の困難に直面する子どももいる^[3-3-3-2]。文化的衝突がいじめや差別、非行、暴力等の問題行動を引き起こすこともある。しかし、外国籍の子どもが就学義務の対象外となる現状では、不就学の実態さえ明らかでない。子どもの権利条約が謳うように全ての子どもが平等に教育を受け、他者の人権を尊重し、異文化を理解し、社会的排除をすることのない多文化共生社会を子どもたちとともに構築する必要がある。

④ 子どもの成育コミュニティ及びコミュニケーションに関する調査研究

子どもの成育コミュニティとコミュニケーションに関する研究は、都市計画学、造園学、建築学、保育学、教育学、社会学、医学、看護学等の分野に幅広く見受けられるが、相互にその関連性を示す研究はあまりなされていない。とりわけ、成育コミュニティが衰退するなか、それを豊かにする方策に関する研究は少ないのが現状である。今後、総合的な視座より、多くの専門領域による研究の相互交流と協力による研究成果の蓄積が進むことが望まれる。

ア 子どもの仲間集団に関する研究

子どもの仲間集団に関しては長年の子ども社会学研究があり、子どもの集団の変

容を明らかにしている^[3-3-4-1, 2]。子どもと家族の関係については母子保健学や子ども社会学の視点より多くの指摘がなされている^[3-3-4-3, 4]。子どもとプレーリーダーに関する研究、子ども会等の子どものコミュニティ組織の歴史的研究もなされている^[3-5-5, 6]。しかしながら、少子化等社会の変化に対して、どのように子どもの仲間集団を形成していくか方策に結びつける総合的な研究が求められる。

イ 子ども支援・あそび支援に関する研究

病院等における子どもの行為、あそび集団、プレイスペシャリストの役割に関する研究等^[3-3-4-7, 8, 9, 10]はなされているが、プレーワーカー等の存在についての実証的研究はまだ少ない。それによる効果の計測が必要である。子どもの直接的な触れ合いや交流がなくなることによる子どもの育ちへの影響については、まだまだ研究は進んでおらず、エビデンスも不十分である。

ウ 子どもの共同体験に関する研究

子どもの成育コミュニティでは子ども会等の地域コミュニティとの関わりも重要である。子どもの共同体験の必要性については研究がなされているが^[3-3-4-11]、その効果の実証的研究は十分とはいえない。遊びの歴史的な変遷についてはいくつかの研究^[3-3-4-12, 13]がなされているが、コミュニティと子どもの育ちとの関係についての研究は少ない。

エ メディアの及ぼす影響に関する研究

テレビ等のメディアが成育コミュニティに対して及ぼす影響に関してはNHK放送研究所の研究^[3-3-4-14]等がある。しかし、メディアと不登校、引きこもり、自殺等の関係については明確な仮説は見当たらない。

⑤ 子どもの総合的政策と法整備

子どもの成育環境は、成育コミュニティとともに、成育空間、成育時間、成育方法をあわせた4つの要素より考える必要があることは、日本学術会議第20期課題別委員会「子どもを元気にする環境づくり戦略・政策検討委員会」の対外報告「我が国の子どもを元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」の中でも述べられているところである。

我が国の将来を担う子どもの健全な成育コミュニティの形成は極めて大きな課題であるが、それは成育環境全体の問題と同様、行政担当官庁分断の問題をかかえる。家庭・保育所の問題は厚生労働省、幼稚園・学校は文部科学省、地域活動は総務省、コミュニティ支援者としての役割も期待されるプレーリーダーは国土交通省、自然環境に関する環境教育リーダーは環境省、農林水産省、社会環境におけるコミュニティワーカーは総務省、厚生労働省、経済産業省などがそれぞれ所管する。重要なのは、それらを総合的に調整し、統合的な支援体制を効果的に形成する社会システムの整備と

法整備である。それらを統括する役割は内閣府が担うべきと考えられる。

⑥ 健全なコミュニティ形成推進のための国民運動

子どもの成育コミュニティは、家族や地域との関係の中で、その変容により大きな影響を受けてきた。しかし、子どもの成育環境を考えると、最も大切な要素は、成育コミュニティそれ自体といってよい。いつの時代も困難な課題が現れるが、それを乗り越えて子どもが成長するためには、心の問題も含め、さまざまな支援者が必要である。公園におけるプレーリーダー的な役割は、日本では戦前に存在した。経済的な事情により廃止したといわれているが、我が国ではそのような社会システムを、公園のみならず子どもの生活環境全体の中で再生、強化していく必要がある。それには国民全体の理解が得られる必要がある。すでに述べているように、現代は子どもの声や行動に不寛容な社会になりつつある。子どもが元気に育つためには大人が子どもに対しやさしい存在でなければならない。子どもが第一という国民運動を興す必要がある。我が国の次世代を担う子どものために、成育コミュニティの支援に対する理解を広げ、深める国民運動に政府は着手すべきである。

4 提言

【主な該当省庁を各見出しの横に掲載】

＜子どもの成育コミュニティのあり方＞

(1) さまざまな年齢の子ども同士による交流の促進 【総務省・文部科学省・厚生省・内閣府】

地域社会の衰退とともに、多様な年齢の子ども同士の交流体験が薄れている。さまざまな年齢の子ども同士の群れ遊びの復権、そして子どもと大人の交流を促進するため、乳幼児期からの多様な人間関係に触れる機会を増やし、保育・教育現場での活動、子ども会やジュニアリーダー活動、公民館における多世代交流によるコミュニティづくり、伝統行事等で、保育士や教師、自治会やNPO、市民団体が取り組める子どもの成育プログラムづくりが求められる。次世代育成支援行動計画が終了した平成26(2014)年度の後には事業計画が継続しているが、市民参加、子ども参画で子どもの成育コミュニティの形成に向けた計画と事業の展開が自治体施策に求められ、その後押しが国に求められる。

(2) 多くの大人により見守られ育まれる社会的環境の整備 【厚生労働省・総務省・内閣府】

子どもが多くの大人により見守られ、育まれる社会的環境は、家族や親戚、知人だけではつukれない。地域コミュニティの単位で、いかに子どもを育てるかというビジョンと計画を立て、多くの大人が子どもの育ちに温かく関わり、子どもが大人と交流しながら成長できるような社会的環境を整備する必要がある。

＜子どもの成育コミュニティの障害克服の課題＞

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進 【厚生労働省・経済産業省・内閣府】

保育を含めた子育て支援等、女性の社会進出を支える社会システムは未だ不十分である。また、父親の家事・育児に関わる時間は国際的にみて最低レベルである。家族を守るため、長時間労働と社会進出の中で、家族生活に時間を割けない男性、女性への対策を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進することが喫緊の課題である。

(4) 子どもの貧困への対策の充実 【厚生労働省・内閣府】

社会的弱者である子どもの貧困に関わる問題は深刻であり、経済格差の根本的是正が第一に求められる。特に規制緩和で非正規雇用の就労形態が増加した就労状況の変化、離婚等でひとり親世帯の増加といった就労状況や家族形態の背景の課題もある。また、かつては地域社会の絆がそのような家庭の子どもの成長のケアを補完していたが、コミュニティの力の衰退も子どもの貧困問題が個人化している要因となっている。子育て地域コミュニティの再生への支援も求められる。そして、子どもの保育や教育の関係者、行政そして地域社会やNPO等が連携して問題を早期発見し、子ども本位の対策や支援が講じられるようにする必要がある。また、若年層の離婚の増加も子どもの貧困を深刻化する要因となっていることを鑑みて、離婚の手続きを含め、子どもの権利を尊重し、その成育環境を保証する法制度の確立が早急に必要である。

(5) ICTメディアの適切な活用

【文部科学省・経済産業省・内閣府】

インターネット、スマートフォン、テレビ等は、便利な反面、不適切な利用による心身の発達や人間関係への影響が問題視される。メディア・リテラシーに関する教育は子どものみならず大人にも必要である。情報の提供側も含め、社会全体が、文明の利器となったこれら ICT メディアの弊害も認識した上で、その対処方法も含めて有用に活用する賢明なつきあい方を広げる文化を育む必要がある。

(6) いじめ・不登校・虐待・犯罪などへの社会的取組の強化

【文部科学省・警察庁・内閣府】

対策は対症療法的になりがちである。これらの問題の発生要因の理解にもとづく予防的対応が必要である。それぞれの事情、背景がある事を前提に、子どもに寄り添い聞くことから信頼関係を築き、親身になって状況の改善に向けて伴走する支援が必要である。そのような居場所、フリースクールの公認、SOS の緊急相談、虐待予防のための暖かい家庭的雰囲気での社会的養護を推進する制度改正や関係機関の体制強化が必要である。また制度的機関が把握できない情報から支援を迅速に行なうネットワークが必要である。スクール・ソーシャルワーカーが配置される動きもあるが、そんな支援のネットワークを地域に広げることも期待したい。

＜子どもの成育コミュニティの形成のための手段＞

(7) 子どものパートナーとしての大人・専門家の充実

【厚生労働省・内閣府】

プレーリーダー、ユースワーカー、病棟保育士、チャイルドライフスペシャリスト等の子どもの成育によりそう支援の専門家の数の確保、専門的職能としての雇用条件の確立、経済的処遇、社会的地位の向上が不可欠である。子どもに関わる大人には子どもの気持ちに寄り添いながら対話できる素養が必要であるため、大学等高等教育機関での専門家養成プログラムを充実させ、社会教育や専門家向け CPD の充実が図られなければならない。民生委員・児童委員については無償奉仕の活動であっても主任児童委員以外にも、子ども専門に能力を発揮する人材が登用されるように公募等の選定方法の強化も求められる。

(8) まちづくり等における子どもの参画の推進

【国土交通省・総務省・内閣府】

地域のまちづくり、施設づくり、社会システムづくりでは子どもの参画を積極的に進めるべきである。それにより地域社会は活性化する。未来をつくるのは子どもである。未来を見据え、子どもが関わる中で子どもと共に考える文化を根づかせる必要がある。そのために子どもの参画を第一の柱におくユニセフのプログラム「子どもにやさしいまち」推進を国がリードするべきである。

(9) 異文化理解・多文化共生の推進

【外務省・総務省・内閣府】

子ども文化においては遊びを主体にした共生的な文化がある。そして、国際的に多様化、グローバル化が進む今日において、子どもも異文化理解や多文化共生への理解を深

めることは必要不可欠である。大人は、それをさらに広げ、異文化理解、多文化共生の社会的定着に向け積極的に支援する必要がある。

(10) 総合的研究の推進と政策化

【文部科学省・内閣府】

子どもの成育に関わる人間関係やコミュニケーションに関する研究は、散発的、個別的であって、総合的な研究はほとんどなされてこなかった。そのため、政策立案も、エビデンスにもとづくものであったとはいいがたい。専門領域を越えた研究の相互交流と協力による総合的な研究を推進し、エビデンス、データを蓄積する研究情報の中核のセンターを設け、エビデンスに基づいた政策化を進める必要がある。

(11) 子どもの総合的政策と法整備

【内閣府】

子どもの成育コミュニティに関わる政策は教育、福祉、空間、自治等多岐の分野にまたがり、部局横断的に調整権限を発揮した総合的施策と法整備を推進するべきである。それらを統括する役割は内閣府が担うべきである。

(12) 子どもを第一とする国民運動の推進

【内閣府】

日本の社会はどうしても大人本位で子どもの目線に立っていない。ユニセフ子どもの権利委員会の勧告でも指摘されているように、義務教育課程においても、子どもの権利教育はとりあげられていない。今こそ、政治、行政、メディアが、子どもを第一とする国民運動を率先して展開する必要がある。

＜用語の説明＞

1) 子ども

胎児期、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）から学童期（小学生）にかけての者、「児童の権利に関する条約」の適用対象となる 18 歳未満の者のための施策の重要性に鑑み、本提言における「子ども」は胎児期より 20 歳未満までの者とするが、成育体験において最も重要な時期とされる 12 歳頃までを主な対象とし、「子ども・若者支援推進法」において位置づけられる「子ども・若者（乳幼児期から 30 代までを広く対象とする）」についても配慮することとして討議を行った。

2) 成育コミュニティ（人間関係）

子どもが成育するための環境である成育環境は、子どもの適切な成長・発達を可能とするものである必要があり、そのあり方は成育空間、成育時間、成育方法、成育コミュニティという四つの要素とそれらの関係性において総合的に捉えられなければならない。成育コミュニティとは、その一つの要素であり、ここでは子どもの成長・発達に必要とされる成育環境の人間関係的・社会的側面を全体的・総合的に捉えたものである。とりわけここでは人間関係を軸に提言をまとめることから「子どもの成育コミュニティ（人間関係）」と表記する。

3) コミュニケーション、コミュニケーション能力

コミュニケーションは人間関係形成の基礎となるメッセージの伝達や解釈、意味の共有などをする行為であり、子どもの成育コミュニティを形成する上で欠かせない行為と位置づけられる。

コミュニケーション能力という表現については、社会で過剰に取り上げられていることから、「能力」や「力」の表現への批判も考慮し、安易な使用は避けるべきとの断りを入れつつ、その楽しさや意義を感じ、その行為に慣れることにより高められるコミュニケーションの能力とすることにする。現在の子どもの能力を欠くという認識ではなく、経験の機会を増やして慣れていけば、その能力は自ずとが身につけられるという観点である。

4) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」を意味するが、その実現社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を意味する。具体的には 1 就労による経済的自立が可能な社会、2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、3 多様な働き方・生き方が選択できる社会が目指すべき姿とされる（内閣府：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章より）。

5) ICT メディア

Information and Communication Technology (情報通信技術)の略であり、従来の IT (Information Technology 情報技術) に対して、IT の活用の面のコミュニケーションに着目して使われる言葉として、国際的に定着した。ICT メディアはその媒体であり、コンピュータのみならず、スマートフォン等端末を通して、コミュニケーションの形態も変化をきたしている。子ども同士のコミュニケーションもこの ICT メディアの影響が無視できず、ICT メディアリテラシーの教育が課題となっている。

6) 子どもの貧困

” 等価可処分所得の中央値の 50%以下” と定義するその国の「貧困ライン」以下で暮らす 17 歳以下の子どもたちの割合を子どもの相対的貧困率といい、その状況下の子どもたちの存在や生活状況、またその社会的状況を言う。ユニセフ・イノチェンティ研究所の報告「Report Card 10-先進国の子どもの貧困」(2012. 5) において、日本は、14. 9% (約 305 万人)。35 ヶ国の中で、相対的貧困率の高い方から 9 番目にランクされているとあり、日本でも対策が急務とされる。

7) プレーリーダー、プレーワーカー

デンマークのコペンハーゲンにて 1943 年に造園家の C. TH. ソーレンセンのアイデアを建築家ダン・フィンクと青年リーダーのジョン・ベルテルセンによって実現した、廃材遊び場が冒険遊び場の始まりで、その青年リーダーがプレーリーダー（日本ではプレイではなくプレーと冒険遊び場で表現）の始まりと言われる。このリーダーは「子どもの自発的活動のための背景を準備し、リーダーとしてというよりは年うえの友だちやカウンセラーとして、先に立って行動できる分別のある人」（アレン・オブ・ハートウッド卿夫人（大村虔一・璋子訳 1973）『都市の遊び場』鹿島出版会）という説明がある。プレーリーダーは冒険遊び場（日本ではプレーパークという名称で普及）に限定されるが、それ以外に移動式の遊び場活動他も含めて、子どもの自発的な遊びの背景づくりを担う専門家をプレーワーカーと言う。児童厚生員、放課後児童クラブ指導員、保育士も含めて「プレイワーカー」という表現もある。一方、指導員ではなく、子どもの自由な遊びを保障するために、時に大人からの干渉、規制をいかに防ぐかという背景づくりに苦心する専門性から、その違いを主張してプレーワーカーと表記をして区別する。

8) ユースワーカー

思春期は子どもから大人への成長の過程で心情も不安定になりがちであり、親や教師以外に何でも相談できる年上の存在が必要であることは、日本よりも先に個人主義が発達した西洋で認識され、ユースセンターが設置され、彼らの居場所を提供し、自主的な活動を支援し、キャンプ等の集団の活動で人間関係を育む支援を行なう。青少年の相談役であるが、特に問題行動を起こしがちな青少年を救うために、彼らから信頼された存在となって生きがいや目標を与えられるかどうかといった力量が問われる。

<参考文献>

1 はじめに

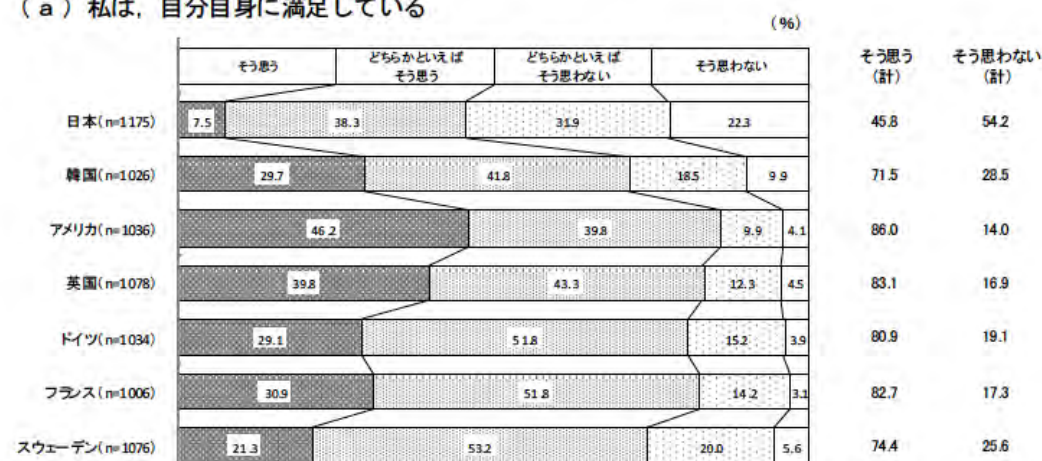
[1-1]

内閣府：特集 今を生きる若者の意識～国際比較からみえてくるもの～

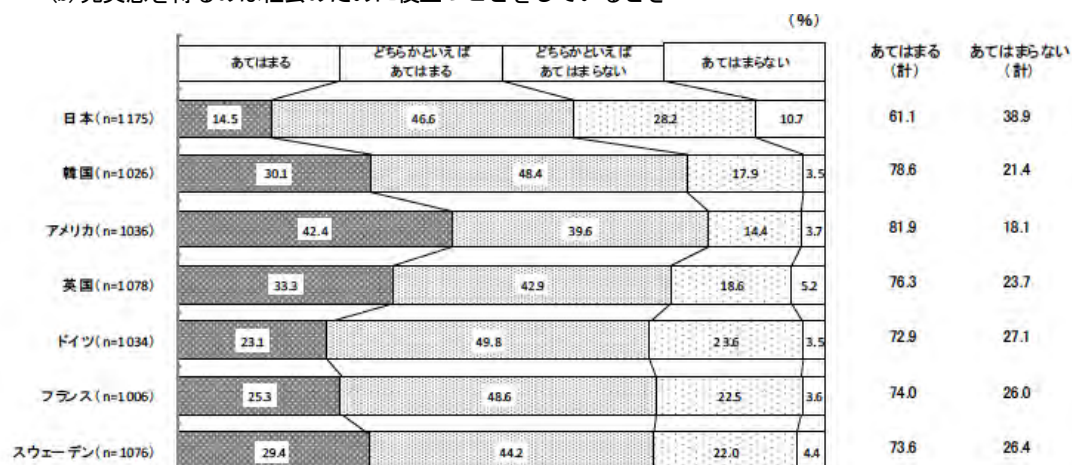
<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26gaiyou/tokushu.html>

日本を含めた7カ国の満13～29歳の若者を対象とした意識調査(我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25(2013)年度))の結果からみえる、日本の若者の意識の特徴を、自己認識、家庭、学校、友人関係、職場、結婚・育児の6つの項目から分析し、子ども・若者育成支援施策に対する示唆を考察。「自分に満足している」は日本では45.8%、韓国、アメリカなどは71.5～86.0%。出典：内閣府『平成26年版子ども・若者白書』(平成26(2014)年6月)

(a) 私は、自分自身に満足している



(b) 充実感を得るのは社会のために役立つことをしているとき



我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成25(2013)年度)より抜粋

[1-2]

内閣府：平成 26 年版 子ども・若者白書（全体版）（平成 26(2014)年 6 月）

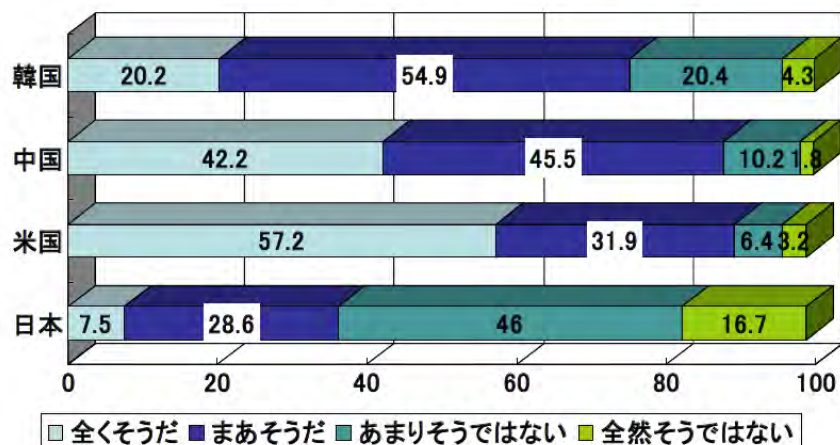
http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/tokushu_02.html

[1-3]

日本青少年研究所：高校生的心と体の健康に関する調査ー日本・アメリカ・中国・韓国の比較ー、平成 23（2011）年 2 月

<http://www1.odn.ne.jp/youth-study/>

私は価値のある人間だと思う



（出典）「高校生的心と体の健康に関する調査（2011年3月）」
財団法人 一ツ橋文芸教育振興協会、財団法人 日本青少年研究所

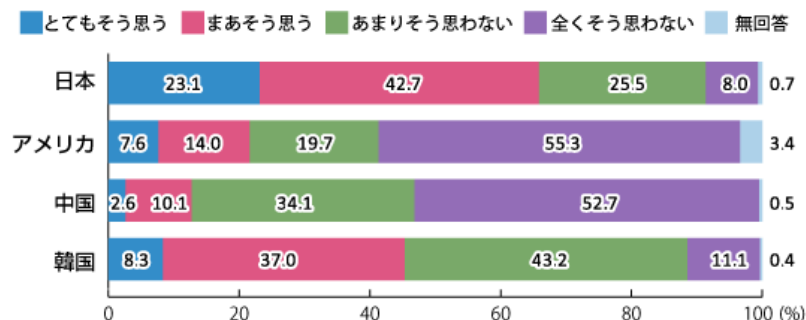
[1-4]

日本青少年研究所：中学生・高校生の生活と意識ー日本・アメリカ・中国・韓国の比較ー、平成 21（2009）年 2 月

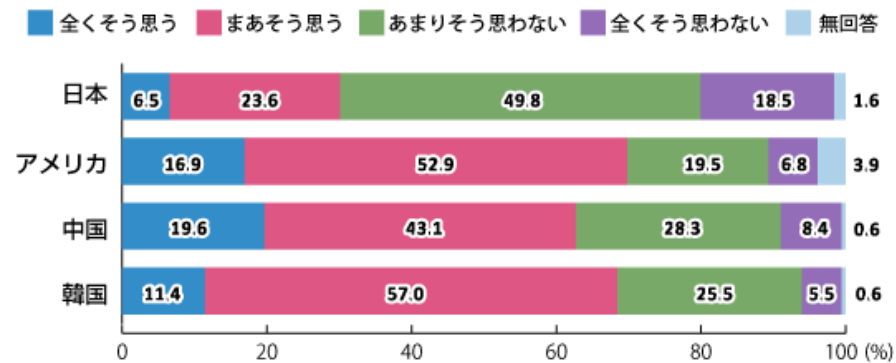
<http://www1.odn.ne.jp/youth-study/>

青少年の参加意識が日本の子どもは他の国より極端に低い傾向が示されている。

●自分はダメな人間だと思う



●私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない



出典) 日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識・調査報告書」2009 年。

図は高校生のデータを抜粋した。

[1-5]

文部科学省中央教育審議会資料 教育再生の実現に向けて (文部科学大臣下村博文)、平成 26 (2014) 年 3 月

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/__icsFiles/afieldfile/2014/03/31/1346147-1.pdf

[1-6]

古荘純一: 日本の子どもの自尊感情はなぜ低いのか (光文社新書)、光文社、平成 21 (2009) 年

[1-7]

アマルティア・セン (大石りら訳): 『貧困の克服』 集英社、2002 年 (原著 1999 年)

2 (1) 子どもの成育環境、成育コミュニティ (人間関係) の時代的变化

[2-1-1]

清川 輝基、山田 眞理子、古野 陽一: ネットに奪われる子どもたち～スマホ社会とメディア依存への対応、少年写真新聞社、平成 26 (2014) 年

その他関連情報は NPO 法人子どもとメディア、<http://komedia.main.jp>

[2-1-2]

総務省、平成 26 年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書、平成 27 年 (2015 年) 5 月

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000028.html

[2-1-3]

内閣府、平成 26 年度 青少年のインターネット環境の整備等に関する調査研究、平成 27 (2015) 年 2 月

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/>

2 (2) 協同性を育む子どもの成育コミュニティ（人間関係）のあり方

[2-2-1]

文部科学省：幼稚園教育要領解説、p. 5、フレーベル館、平成 20(2008) 年 10 月

[2-2-2]

社団法人全国幼児教育研究協会：幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究、文部科学省委託「幼児教育の改善・充実調査研究」、平成 25(2013) 年 3 月

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1331564.htm

[2-2-3]

日本保育学会課題研究委員会／岡健・安部和子・中坪史典・山縣文治・渡辺英則・松河秀哉（企画・調査）、津川典子・宮里暁美（話題提供者）：第 64 回大会課題研究委員会企画シンポジウム報告 質の高い遊びとは何か？－遊びの質を規定するための条件－、保育学研究 49(3)、291-300、平成 23（2011）年 11 月

質問紙の対象者は、日本保育学会の理事・評議員の推薦を受けた会員である。実施期間は、2010 年 12 月～2011 年 1 月。有効回答者数は 87 名（女性 68 名、男性 19 名）。

質問紙の概要は、1）回答者の性別・所属等、2）回答者の関わる実践現場での遊びの現状、3）回答者が質が高いと考える遊び、そのほか自由記述も含め 3 項目があった。

表 1 に見るように、子どもの協同性を育むカテゴリが実に数多く出ている。「4 協働協同協力」のところでは実に多様な項目が抽出されている。代表的なものは、「友達とのつながり」「友達に支え支えられる」「仲間とのやりとり」「仲間との集団関係が強まる」「活動や気持ちのつながり」「協力」「豊かなコミュニケーション」など、数多くの協働遊びがもたらす項目が出ている。その他、「6 共感共有イメージの共有」のところにも数多くの協働遊びを成立させる項目が抽出されている。「他者との共有」「つなぐ（連続・継続・他児とつなぐ）」等、遊びは保育者の関わりも含めて、ほとんどの項目が子どもの協同性を育む条件となっているのである。

表1 「質の高いと考える遊び」 カテゴリー

カテゴリー名	カテゴリーに含まれるキーワード
1 ルール	ルール
2 安心安全居場所健康	安心して遊びこめる空間と時間の保障,安心感があり自由である。健康,安全で、安心できる環境(ルールが有ること),居場所感
3 見通し	目的や見通しをもつ,子どもが、かなえたい思い(夢)をいだいて遊びにとりくんでいる。
4 協働協同協力	友達とのつながり、刺激,集団,つながり。協同,話しあい,やりとり,協同。友だちとの協同性(相互の役割への関心)。仲間との協力(協力)。一緒に遊ぶ友達との協同,対話(子ども同士やりとりが活発)。友達に支え、支えられる,人(子)とのつながり,仲間関係。やりとりの中でのすりあわせ。集団性,友だち,仲間との集団関係が強まる(協同)。異年齢交流,協同性,人とのかわり,個と集団の充実の両立,友達(の発想),協同的な学び(遊び),協同性,協同性,協働,活動や気持ちのつながり,協力,豊かなコミュニケーション。
5 集中熱中没頭	集中できる遊び,集中,充実度,夢中になる,集中,集中力,熱中(できる)。思いからくる集中力。熱中,集中,夢中になる。没頭,持続する,集中しているかどうか,集中,集中(夢中),主体性。集中,集中力,夢中,自分の持っている体や心を最大限に力を発揮している。集中(熱中),集中度高い。集中と解放(笑い)の両方がある。夢中になっている。(集中の)接続,没頭している。
6 共有共感イメージの共有	創造・想像性。想像性が豊か。想像力,イメージをする,共有,イメージ,創造,共有,子どもの思い,アイデアから始まる,子どもの創造性,イメージ活動,発想。創造性,創造性,共感性。共感。他者との共有,夢中度(高い),共有・共感,子どもからのアイデアが出てくるか,発想(考えたり工夫したりしている),つなぐ(連続・継続,他児とつなぐなど),イメージの深化,子どものイメージの持続性があること,イメージの共有
7 直接体験生の体験	「生」の体験。森の「コミュニケーション」能力。
8 内容に深まりがある遊び	内容に深まりがある遊び
9 達成感充実感	満足している子どもの表情。充足感・達成感,達成感。達成感からくる歓喜。
10 葛藤	葛藤。かつ藤(子ども自身の)
11 偶発性柔軟性多様性	フレキシビリティ、柔軟性。計画にない幼児の活動を育てる実践,偶発性,多様,柔軟性。
12 遊びの展開発展連続	遊びの発展。発展性のある遊び,展開,遊びの連続性,発展,発展,連続性。発展する,展開。遊びが伝わる,発展(がある),子どもの遊びの継続,継続性。発展,影響力
13 学び	(遊びの中の)学び
14 経験の積み重ね	経験の積み重ね
15 保護者	保護者の協力と理解。
16 試行錯誤創意工夫思考	試行錯誤,試行錯誤,創意工夫。試行錯誤。考える,考察力,試行錯誤がある。(いろいろな試しや発見),工夫,思考,工夫する,思考,考え合う(発展性),工夫。工夫,認識力
17 探求追求	なんで・・・(繰り返しを楽しむ)探求する気持ちが育っている。探究心。できないところを質問する
18 発達	発達
19 好奇心わくわく感喜び	子どもの表情、身体が生き生きしている,楽しむ,楽しさの継続,子どもが楽しんで園生活を送っていること。(楽しい生活),喜び,ワクワク感,好奇心。喜び,子ども自身が楽しんでいること(楽しさ),リズム(ノリ)
20 自主自発自律	(子どもの)主体性。主体的な活動(主体的),自主性。主体性・自発性,主体性・自発性,自発性(自分たちで遊びを進めている),主体的な活動,自主性,自主性,意欲的(能動的),子ども主体的であること,次～したい!意欲がある。主体的,自主的,子どもが意欲的である,自分で選ぶ,自発性,自律性,再現する,自主・自発性,最後までする。(子どもの)自主性。子ども自分から進んで活動すること。(自主性),主体性,自分(たち)で作り出す,主体性の発揮,(子どもの)意欲。志向性
21 保育者の関わり	保育者の保育内容の専門的知識,現在の子どもの様子を過去や未来と関係づけて保育者が語れること。(保育者の発達理解),しっかりした細かな配慮・個々への対応をした立案,保護者の協力と理解。保育者,保育者の援助,保育士の遊びに対しての意識の高さ,保育者の意図的・計画的なかわり(保育者の)指導力,幼児理解。子どもの心を捉える。保育者のかかわりと広がり。その場面での保育評価は必ずし、幼児から得た事項を一日の(反省)評価にまとめる。保育者の子ども理解・援助のバランスの良さ。保育者の援助。保育者と子どもの一体感。子どもの興味・関心を見つめる,子どもの個性に応じた経験が成立する,子どもの「つぶやき」。
22 十分な時間空間環境	環境構成,自由,自然,環境(物的、人的)の保障,モノとの関わりでの深化,好奇心をかき立てる環境,環境,環境。考え抜かれた環境。試行錯誤が許される時間と場の確保(自由感),素材(を生かす),遊びを満足させる時間がある,自由感と充実感。環境構成,自由,環境,じっくり取り組める時間・空間,豊かな教材,子どもが満足できるまで遊べる時間を与えること,遊具・道具,遊びの発展に応じた環境構成をする,適切な物や場,ゆったりとした場と時間。

2 (3) 子どもの成育をめぐる人間関係の諸問題への政策と研究課題なし

3 (1) 子どもの成育コミュニティのあり方にかかる課題

① 子どもと仲間集団

[3-1-1-1]

住田正樹：子どもの仲間集団の研究、九州大学出版会、平成 8(1995)年

3 (1) ② 子どもと地域の大人

[3-1-2-1]

ヒラリー・クリントン：村中みんなで(繁多進・向田久美子訳)、あすなろ書房、平成 8(1996)年

[3-1-2-2]

グループ現代+民族文化映像研究所：日本文化のふるさと 第 6 集 豊松歳事記 夏から秋(カラー/スタンダード/16mm/記録映像/44 分)、昭和 52 (1977) 年

[3-1-2-3]

大越勝秋：阪南町における子捨ての風習、日本民俗学会、94 等、昭和 49 (1974) 年

農村社会においては「子捨て」の行事のように子どもの誕生を村で祝い、また様々な行事や日常の遊びに集落で子どもを育てる仕組みがみられる。

[3-1-2-4]

イザベラ・バード：日本奥地紀行(高梨健吉訳、東洋文庫 240)、平凡社、昭和 48(1973)年

明治初期の時代には貧しい農村においては人権面で問題があるが、一方に日本の子どもと大人の関係は来日した西洋人の関心を引き起こすものであった。例えば E. モースや I. バードの記述の中にも、農村のみならず町の中でも子どもが家族以外の大人と遊び、笑い、子どもたちの成長を愛情を持って見守る地域の大人に驚嘆している。

「私はこれほど自分の子どもに喜びをおぼえる人々を見たことがない。子どもを抱いたり背負ったり、歩くときは手を取り、子どもの遊技を見つめたりそれに加わったり、たえず新しい玩具をくれてやり、野遊びや祭りに連れて行き、子どもがいないとしんから満足することがない。他人の子どもにもそれなりの愛情と注意を注ぐ。父も母も、自分の子に誇りをもっている ... 。」

[3-1-2-5]

片田敏孝：命を守る教育、PHP 研究所、平成 24(2012)年

例えば「釜石の奇跡」といわれる子どもたちの日頃の訓練が大人の生命をも守る力となって表れた。

[3-1-2-6]

片田敏孝：人が死なない防災、集英社新書、平成 24(2012)年

[3-1-2-7]

ジョン・デューイ：学校と社会（宮原誠一訳）、岩波書店、昭和 32（1957）年

原題は School and Society であり、その中では social capital という用語は使われていないが、spirit of social cooperation という似た概念が使われている。

The fundamental factors in the educative process are an immature、 undeveloped being; and certain social aims、 meanings、 values incarnate in the matured experience of the adult. The educative process is the due interaction of these forces. Dewey、 p. 10

[3-1-2-8]

ジェイン・ジェイコブズ：アメリカ大都市の死と生（山形浩生訳）、鹿島出版会、平成 22(2010)年（原著：昭和 36（1961）年）

[3-1-2-9]

奈良県：子どもを犯罪の被害から守る条例、平成 7(2005)年 7 月 1 日

同様の条例を制定する動きは大阪府など他の自治体に波及しているが、公共空間にて子どもに甘言、虚言をかけることも禁止する条項があり、その基準が不明瞭なこともあり、「声かけ禁止条例」との通称で危惧や批判の声も寄せられている。

[3-1-2-10]

内閣府：平成 19 年度版国民生活白書

http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01_honpen/html/07sh020104.html

[3-1-2-11]

奈良市：奈良市子ども条例検討に伴うアンケート調査報告書、平成 25(2013)年 3 月

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1337662007888/files/houkokusho.pdf>

[3-1-2-12]

三重県：三重県子ども条例に基づくアンケート調査報告書、みえの子ども白書 2012、第 4 章、平成 24(2012)年

<http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/hakusyo2012/08dai4syoushou.pdf>

[3-1-2-13]

子ども安全まちづくりパートナーズ ホームページ

<http://kodomo-anzen.org>

事例については子ども安全まちづくりパートナーズ HP に紹介されている。

3 (1) ③ 子どもの人間関係支援

[3-1-3-1]

アイリーン・アダムスとまちワーク研の仲間たち：まちワーカー地域と進める「校庭&まちづくり」総合学習、風土社、平成 12(2000)年

Edited by Eileen Adams、 Isami Kinoshita: Machi Work:Education for Participation、Fudosya、2000

英国では、Urban Study（都市研究、都市学習）という概念が1世紀以上も前から提起され（都市計画の祖のパトリック・ゲデスによる）、子どもたちに都市の環境学習を進める、都市計画（建築やランドスケープ、土木、地理学等も含む）の専門家と教育者の連携した、Urban Study Center が設立され、多くの実践がなされてきた。その中で、このような取り組みから子どもたちのコミュニティへの帰属意識やコミュニティの多様な人々との関わりから、コミュニティというものがどういうものかという感覚が養われるということが指摘されている。ここではセンス・オブ・コミュニティを、経験から培われるコミュニティの感覚という意味で用いる。

[3-1-3-2]

柳田国男：こども風土記、角川書店、昭和 35(1960)年

[3-1-3-3]

家庭教育研究会（国立教育政策研究所内）編：平成 13 年度文部科学省委託研究「家庭の教育力再生に関する調査研究」、国立教育政策研究所内家庭教育研究会、平成 14(2002)年
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/007/gijiroku/08052706/003.pdf

[3-2-3-4]

国際交流基金：2012 年度年報、平成 25(2013)年

www.jpf.go.jp/j/about/outline/result/ar/2012/html/07_01.html

南三陸町戸倉に残る鹿子躍りは米国テキサスやフランスのパリに招聘され、子どもたちが披露した。

[3-1-3-5]

朝日新聞：「復興への決意伝えたい」被災地の高校生 国連でスピーチ、平成 25(2013)年 3 月 5 日朝刊

例えば石巻のジュニアリーダーは大人も意気消沈しているからと元気づけるためのお祭りを毎月開催し、新聞を発行し、そしてまちづくり提案を市長に提出するという活動を行なった。南三陸町では隣のまちの仮設住宅に住み、集まるのも遠い中に毎月 2、3 回の半年にまたがるワークショップにて復興まちづくりの提案をまとめて提出した。その活躍は国連「水と災害特別会合」に招待されてスピーチをするという荣誉に輝いた。

[3-1-3-6]

NPO法人日本冒険遊び場づくり協会：同ホームページ

<http://www.ipa-japan.org/asobiba/>

[3-1-3-7]

NPO法人自然体験活動推進協議会：同ホームページ

<http://cone.jp/>

[3-1-3-8]

NPO法人子ども環境活動支援協会ホームページ

<http://leaf.or.jp/>

[3-1-3-9]

千野陽一・日本社会教育学会年報編集委員会：コミュニティと社会教育、東洋館出版社、昭和 51(1976)年

[3-1-3-10]

3 (2) 子どもの成育コミュニティにかかる社会的課題

① 子どもと家族

[3-2-1-1]

住田正樹：子どもと家族（子どもと社会シリーズ）、学文社、まえがき、平成 22(2010)年

[3-2-1-2]

厚生労働省：平成 25 年 国民生活基礎調査の概況、平成 26(2014)年 7 月 15 日発表

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/index.html>

[3-2-1-3]

内閣府：平成 26 年版少子化社会対策白書、平成 26(2014)年

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2014/26webhonpen/index.html>

[3-2-1-4]

ベネッセ：放課後の生活時間調査（小学 5 年生を主体とした調査）、平成 22（2008）年調査、平成 21（2009）年

[3-2-1-5]

内閣府男女共同参画局：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の新合意について、仕事と生活の調和推進官民トップ会議、平成 22（2010）年 6 月 29 日

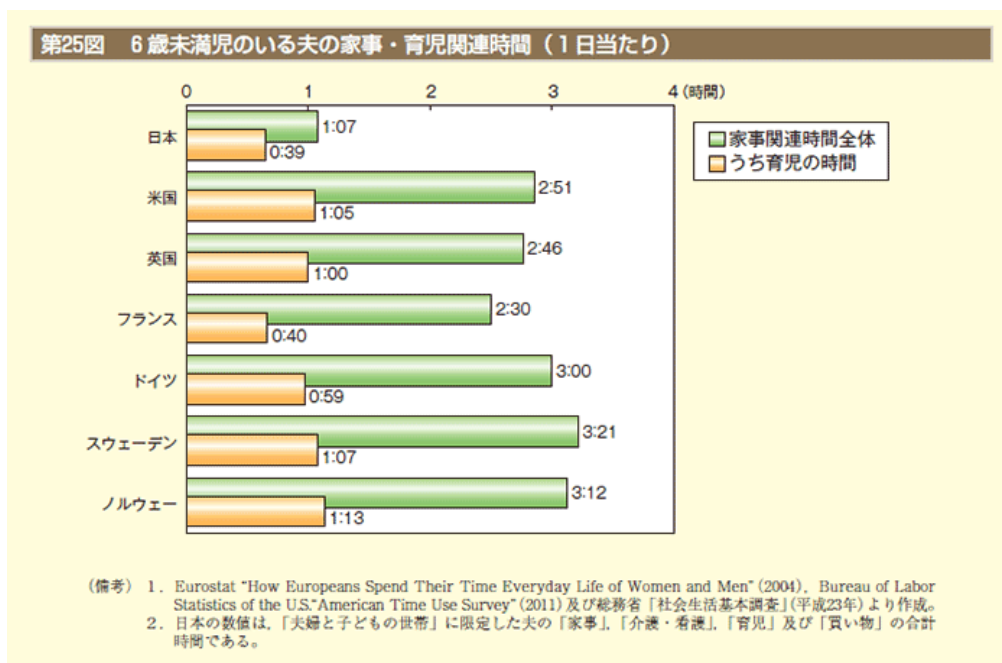
<http://www.cao.go.jp/wlb/government/pdf/gaiyou.pdf>

[3-2-1-6]

内閣府男女共同参画局：男女共同参画白書、平成 25(2013)年

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-06.html

男性の長時間労働の影響もあって、我が国では、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間（1日当たり）は平成23年で67分と18年に比べて7分増加したものの、他の先進国と比較して低水準にとどまっている（第25図）。



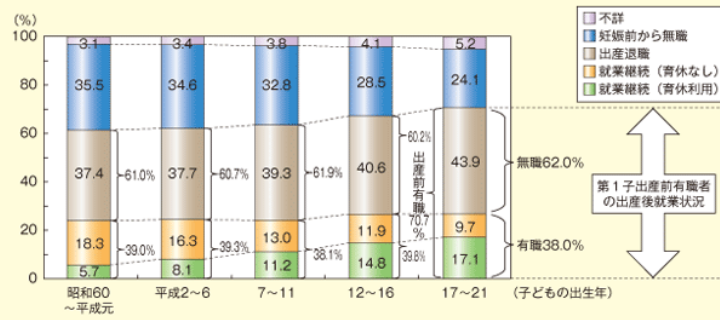
[3-2-1-7]

男女共同参画局：男女共同参画白書（概要版）、平成 25(2013)年

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/gaiyou/html/honpen/b1_s03.html

育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出産を機に離職する女性は以前と変わらず多い（第24図）

第24図 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続（育児利用）→ 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続（育児なし）→ 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
 出産退職→ 妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
 妊娠前から無職→ 妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

[3-2-1-8]

総務省統計局：労働力調査の結果を見る際のポイント No. 16、平成 24(2013)年 2 月 19 日
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point16.pdf>

2013年2月19日

総務省統計局

労働力調査の結果を見る際のポイント No. 16

非正規の約 7 割は女性が占める

～男女・年齢階級別で著しく違う正規・非正規の割合～ 詳細集計 2012年平均結果から

労働力調査では、雇用者(役員を除く)の雇用形態について、職場での就業の実態をより正確に把握する観点から、「勤め先での呼称」が「正規の職員・従業員」(以下「正規」という。)、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員(以下「派遣社員」という。)、契約社員・嘱託、その他のいずれであるかを調査しています。また、正規以外の呼称による雇用者(役員を除く)を「非正規の職員・従業員」(以下「非正規」という。)として集計しています。この雇用形態別の結果を見る際には、単に正規と非正規を二分して見るだけでなく、各呼称や男女・年齢階級別による違いなども見る必要があります。

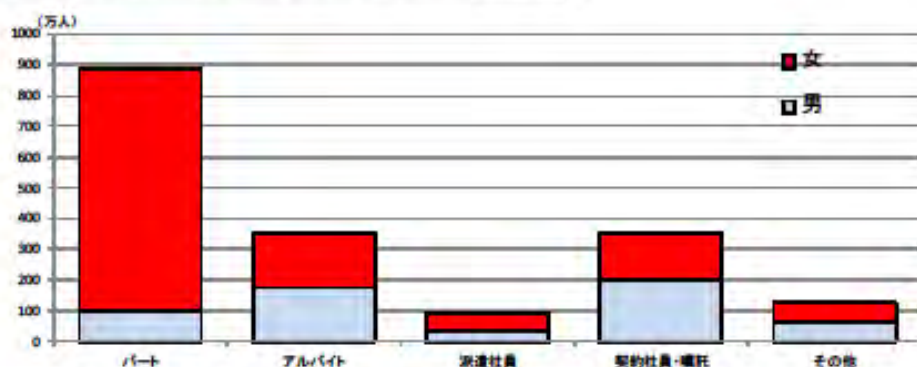
1. 最多の非正規はパート、しかも女性が圧倒的に多い

2012年平均の雇用形態別の雇用者数は、正規が3340万人、非正規が1813万人となりました(非正規の割合(非正規/(正規+非正規))は35.2%)。非正規の内訳をみると、パートが888万人と最も多く、次いで契約社員・嘱託が354万人、アルバイトが353万人などとなっています。他方、派遣社員は90万人となっています。

これを男女別にみると、パートは圧倒的に女性が多くなっています。なお、契約社員・嘱託以外は、いずれも女性が男性を上回っています。

【図1】2012年平均の雇用形態別雇用者数

契約社員・嘱託以外は、いずれも女性が男性を上回る



なお、派遣社員の雇用形態については、労働者派遣法の1999年改正により一部業務を除いて原則自由化され、2004年改正では製造業務についても解禁されました。このような規制緩和を背景として、派遣社員は年々増加し、2008年には140万人となります。しかし、リーマン・ショックの影響を受けて、派遣社員の数は製造業を中心に大きく落ち込み、2009年には前年に比べ32万人減少の108万人となりました。また、いわゆる「派遣切り」などが問題とされ、同法の2012年改正では日雇派遣の原則禁止等の規制強化が行われています(なお、製造業への派遣や登録型派遣の禁止は見送られています)。こうした流れを受けて、2010年以降の年平均では派遣社員は100万人を下回る水準が続いています。

3 (2) ② 子育てと経済格差の問題

[3-2-2-1]

内田伸子・浜野隆：世界の子育て—貧困は越えられるか—、金子書房、平成 24(2012)年

[3-2-2-2]

東洋・佐々木保行・無藤隆・内田伸子・繁多進・柏木恵子：幼児期における文字の獲得過程とその環境的要因の影響に関する研究、平成 4～6 年度科学研究費補助金（総合研究 A）研究報告書、平成 7(1995)年

学力格差は経済格差を反映すると言われるが、この点について疑問を提起する研究成果である。幼児期から学力格差が始まるかについてリテラシー（読み書き能力）の習得の面から検討した短期縦断国際比較調査では、幼児期のリテラシー（読み書き能力）の習得は家庭の経済格差を反映するわけではなく、しつけスタイルの影響を受けることが明らかにされた。親子の触れ合いを大事に子どもとの楽しい経験を子どもと共有する「共有型しつけ」を受けている子どもの語彙は豊かで小学校になってのからの学力が高い。逆に、子どもに禁止や命令、力のしつけを多用する「強制型しつけ」を受けている子どもは語彙力も学力テストの成績も低くなるのである。また学習を取り入れた一斉保育よりも、子どもの主体的な活動や遊びの時間の長い「子ども中心の保育」を受けた子どもの語彙力や学力テストの成績は高い。[3-1-2-10]～[3-1-2-14]も参照。

[3-2-2-3]

内田伸子：物語ることから文字作文へ—読み書き能力の発達と文字作文の成立過程—、読書科学 33(1)、10-24、平成元(1989)年

[3-2-2-4]

内田伸子・浜野隆・後藤憲子：幼児のリテラシー習得に及ぼす社会文化的要因の影響—日韓中越蒙比較研究、2008 年度調査の結果—、グローバル COE 国際格差班報告書、平成 21(2009)年

[3-2-2-5]

内田伸子・李基淑・周念麗：幼児のリテラシー習得に及ぼす文化社会的要因の影響—日本（東京）・韓国（ソウル）・中国（上海）2008 年度調査データブック、お茶大・ベネッセ共同研究報告書 No. I、平成 22(2010)年 3 月

[3-2-2-6]

内田伸子・李基淑・周念麗・朱家雄・浜野隆・後藤憲子：幼児期から学力格差は始まるか—しつけスタイルは経済格差要因を凌駕し得るか—【児童期追跡調査】日本（東京）・韓国（ソウル）・中国（上海）比較データブック、お茶大・ベネッセ共同研究報告書 No. II、平成 23(2011)年

[3-2-2-7]

棚瀬一代：離婚で壊れる子どもたち 心理臨床家からの警告（光文社新書）、光文社、平成 22(2010)年

3 (2) ③ メディア社会における子どもの人間関係

ア テレビの視聴と発達への影響

[3-2-3-1]

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会：乳幼児のテレビ・ビデオ長時間視聴は危険です（提言）、平成 16(2004)年

<http://www.hakujyujii.com/media-syounikagakkai.htm>

[3-2-3-2]

ペンシルヴァニアコホート調査（ビデオ早期教育の弊害）

ペンシルヴァニアの乳児1、600名を5年間追跡した結果、A群（早期教育ビデオ教材を一日1時間以上見せたグループ）、B群（ビデオは30分程度しか見せないグループ）、C群（ビデオは10分以内かほとんど見せないグループ）で顕著な差異が見られ、C群は言語発達や認知発達は進み、B群は年齢の平均程度、A群の認知発達、言語発達は遅滞する傾向が見られた。この結果から、言語や知能の発達は、一方的なビデオ教材に被曝させると明らかに遅滞すると考えられる。言語や知能は、人々との社会的やり取りを通して順調に成長することが明らかである。

(Zimmerman,Christakis & Meltzoff,2007)

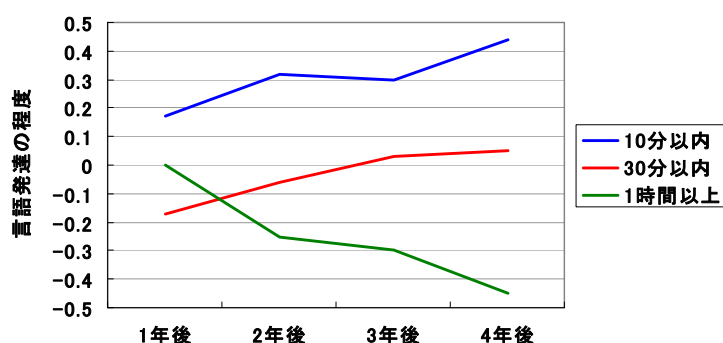


図 ビデオ視聴時間と言語発達の程度

イ スマートフォンの普及と子どもの健康にもたらす問題性

[3-2-3-3]

平成 26 年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」－睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査－（平成 26 年度文部科学省委託調査）、株式会社リベルタス・コンサルティング、平成 27(2015)年 3 月

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/_icsFiles/afieldfile/2015/04/30/1357

460_02_1_1. pdf

同概要 睡眠を中心とした生活習慣と子供の自立等との関係性に関する調査の結果(概要)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/_icsFiles/afieldfile/2015/04/30/1357

460_01_1_1. pdf

3 (2) ④ いじめ・不登校・虐待・犯罪など人間関係の諸問題

ア いじめ

[3-2-4-1]

文部科学省：いじめ（いじめの定義）

[3-2-4-2]

文部科学省：いじめの防止等のための基本的な方針、平成 25(2013)年 10 月

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340773.htm

[3-2-4-3]

文部科学省：平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果について 平成 27(2015)年 10 月 27 日

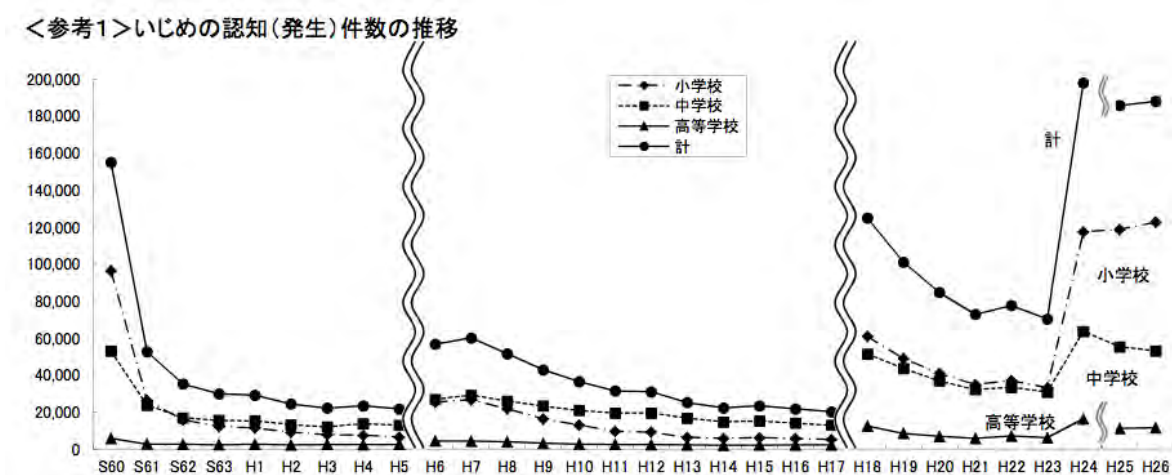


図 いじめの発声件数の推移 (上記報告書より)

[3-2-4-4]

森田洋司：いじめとは何か（中公新書 2066）、中央公論新社、平成 22(2010)年

イ 不登校・引きこもり

[3-2-4-5]

文部科学省：不登校への対応について－未来ある子どもたちのために－、平成 15(2003)年

3 月

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/futoukou/main.htm

[3-2-4-6]

厚生労働省：ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究（H19-こころ一般-010）」〔研究代表者 齊藤万比古〕の平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間の研究成果）、pp. 6-8、平成 22(2010) 年

[3-2-4-7]

高岡健：不登校・ひきこもりを生きる、青灯社、p. 138、平成 23(2011) 年

ウ 虐待

[3-2-4-8]

厚生労働省：児童虐待対策の現状と今後の方向性 平成 26(2014) 年 3 月

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf

児童虐待相談の対応件数、虐待による死亡事例件数の推移などを示す。

[3-2-4-9]

内田伸子：子どもは変わる・大人も変わる―児童虐待からの再生―、お茶の水事業会、平成 24 (2012) 年

[3-2-4-10]

内田伸子・見上まり子：虐待をこえて、生きる～負の連鎖を断ち切る力～、新曜社、平成 22 (2010) 年

[3-2-4-11]

春日喬編著：虐待のメカニズム―その予防と対策―、おうふう、平成 22 (2010) 年

[3-2-4-12]

友田明美：いやされない傷―児童虐待と傷ついていく脳―、診断と治療社、平成 24 (2012) 年

[3-2-4-13]

特定非営利活動法人 SOS 子どもの村 JAPAN：同ホームページ

<http://www.sosjapan.org>

社会的養護として、支援を必要とする子どものために家族を築き、子どもが自分の未来を切り開く手助けをし、地域とともに発展することをめざして活動する団体の事例である。

エ 暴力

[3-2-4-14]

法務総合研究所、犯罪白書 平成 24 年版、日経印刷、平成 24(2012)年

犯罪白書のあらまし: http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00061.html

警察が取り扱う事件数および検挙・補導人員は同年度、1、270 件〔前年比 4.9%増〕、1、506 人〔同 5.0%増〕と、そのごく一部である。最も高い比率を占めるのは中学生（90.7%、1、366 人）である。事件数および検挙・補導人員は、昭和 50 年代後半をピークに減少し、平成 8 年には 448 件、897 人にまで減っているが、近年は、おおむね増加傾向にある。

[3-2-4-15]

法務総合研究所、犯罪白書 平成 24 年版、日経印刷、平成 24(2012)年

少年による家庭内暴力では、最も高い比率を占めるのは中学生（平成 23 年の事件認知件数 45.4%、667 件）、対象は母親（同年 62.1%、913 件）であると思われる。事件認知件数は、平成の初め頃には 700～800 件前後で推移していたが、平成 12 年に急増して以降 1、000 件を超える状態が続き、23 年は 1、470 件（前年比 0.9%減）であった。

オ 犯罪・非行

[3-2-4-16]

水谷修：夜回り先生いじめを断つ、日本評論社、平成 24(2012)年

[3-2-4-17]

土井徹：少年犯罪の統計、保健医療科学 Journal of the National Institute of Public Health、54(2)、88-93、平成 17(2005)年

3 (3) 子どもの成育コミュニティの形成のための政策上の課題

① 子どもに関わる専門家

ア 子どもと保育者

[3-3-1-1]

日本子ども家庭総合研究所編：日本子ども資料年鑑 2014、KTC 中央出版、p.282、平成 26(2014)年

[3-3-1-2]

後藤敦子・水口進・小林錦・柴田健：保育環境による社会生活能力のちがいは秋田市立小学校4年生2、214名の調査より、外来小児科、9(1)、3-10、平成18(2006)年

[3-3-1-3]

松本壽通・井上賢太郎・高崎好生・後藤元継・進藤静生・樽崎修・下村国寿・芝尾京子・宮崎良春：乳児期の集団哺育の3歳児における影響に関するコホート研究、小児保健研究、69(5)、637-644、平成22(2010)年

[3-3-1-4]

Burchinal, Margaret R. and K. Alison Clearke-Stewart, “Maternal Employment and Child Cognitive Outcomes: The Importance of Analytic Approach,” *Developmental Psychology* Vol. 43 No. 5, 1140-1155、平成19(2007)年

[3-3-1-5]

日本子ども学会編 『保育の質と子ども発達：アメリカ国立子ども人間発達研究所の長期追跡調査から』 赤ちゃんとママ社 平成21(2009)年

[3-3-1-6]

大日向雅美「日本赤ちゃん学会」第1回学術シンポジウム「三歳児神話を検証する2～育児の現場から～」平成13(2001)年

<http://www.crn.or.jp/LABO/BABY/SCIENCE/OHINATA/index.html>

[3-3-1-7]

倉橋惣三：幼稚園真諦（倉橋惣三選集第1巻）、フレーベル館、昭和40(1965)年
※初版『幼稚園保育法真諦』、東洋図書、昭和9(1934)年

すでにこの時に保育方法としてこの保育環境論を問題提起している。

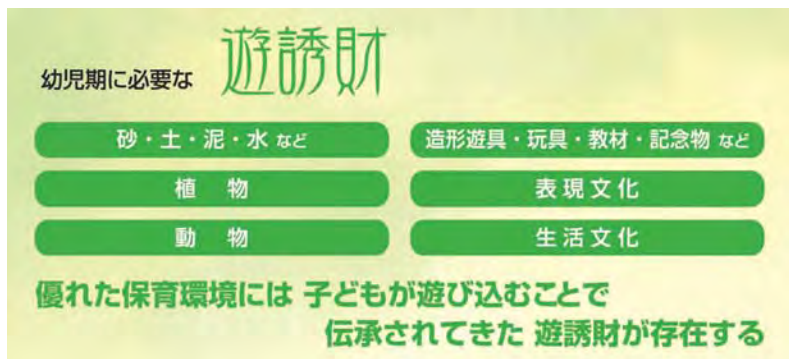
倉橋は同書の「幼児生活の自己充実」のところで、幼児の生活にとっては自由感が最優先されなければならないが「それには幼稚園として適当な設備を必要要件とします。この意味において、幼稚園とは幼児の生活が、その自己充実力を充分発揮しうる設備と、それに必要な自己の生活活動のできる場所であると、こういっていいのであります。」(P. 31)（傍点ママ）とする。

また、「設備によってこそ生活が発揮される。この意味において、幼稚園というところはまた、こうもいえます。すなわち、先生が自身直接に幼児に接する前に、設備によって保育するところであります。」(P. 32) という。

倉橋は、幼稚園は保育者が直接的に幼児を保育する前に、「設備によって保育するところ」であると述べているが、この「設備」こそが鳴門教育大学附属幼稚園が提唱する「遊誘財」に当たるものである。倉橋は、「その設備がどういうものであるかという、細かい問題には触れませんが」と述べるが、残念ながらそれ以上の事には言及していない。

[3-3-1-8]

鳴門教育大学附属幼稚園：遊誘財、No. 2、平成 23(2011)年



幼稚園・保育所における教育・保育は「環境を通して行うものであることを基本とする」という原則は平成元（1989）年に文部科学省、平成 2（1990）年に厚生労働省が提起してから 20 年余の歳月が過ぎた。しかし、保育環境とは何かについての具体論はあまり行われることはなかった。いくつかの実践例ではすぐれた保育環境のインフラ（遊びを誘発するために構成された保育環境、一すなわち四季の変化を明瞭に反映する自然環境、協同的遊びを促すために工夫された施設・設備等）が子どもと保育者を結びつけることが明らかとなっている。鳴門教育大学附属幼稚園では、環境インフラとしての遊誘財とはどのようなものかを、具体的な写真満載で「遊誘財」リーフレットとして発行している。

- ・「遊誘財～砂・土・泥・水など～： no. 1、2010.
- ・「遊誘財～動物・植物～」：no. 2 2011.
- ・「遊誘財～造形遊具・玩具・教材・記念物など」：no. 3、2012.
- ・「遊誘財～表現文化・生活文化」：no. 4、2013.

[3-3-1-9]

白石淑江：スウェーデン 保育から幼児教育へ、かもがわ出版、p. 53、平成 21(2009)年

保育（教育）と言えば、「保育者（教師）→ 教える人、 子ども→教えられる人」という構図がわが国では染みついている、その呪縛からなかなか逃れられない。子どもの自発的な遊び活動を中心とした教育を実践しているスウェーデンでは、「環境は第三の保育士」と言う。第一は保育士そのもの、第二は子ども同士である。

[3-3-1-10]

鈴木佐喜子：ニュージーランドにおける乳幼児教育のセルフ・レビューに関する研究、保育学研究、50(1)、61－71、平成 24(2012)年

[3-3-1-11]

厚生労働省：保育所における自己評価ガイドライン、平成 21(2009)年 3 月

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku01.pdf>

平成 20 年 3 月に告示された保育所保育指針において、保育士等及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務として位置づけられた。

[3-3-1-12]

文部科学省：幼稚園における学校評価ガイドラインの改訂について、文部科学省ホームページ、平成 23(2011)年 11 月 15 日

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/11/1313246.htm

平成 22 年 7 月に改訂された「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」を踏まえ、第三者評価に係る内容の追加など幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、平成 20 年 3 月に策定した「幼稚園における学校評価ガイドライン」をこのたび改訂した。

イ 子どもと教師～多忙な教師

[3-3-1-13]

国立教育政策研究所：OECD 国際教員指導環境調査(TALIS)のポイント、平成 26(2014)年 6 月 |https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/imgs/talis_points.pdf、および NHK：お早う日本 2014.7.29 NHK オンライン

<http://www.nhk.or.jp/ohayou/marugoto/2014/07/0729.html>

ウ 子どもと医療専門職

[3-3-1-14]

こども環境学会：特集「こども環境と医療に関わる専門職」、こども環境学研究、9(2)、萌文社、平成 25(2013)年 8 月

[3-3-1-15]

有田昌彦：医学的根拠に基づいた保育所・幼稚園・学校における生活管理、小児内科、44、2096-2102、東京医学社、平成 24(2012)年

[3-3-1-16]

上別府圭子・多屋馨子・門倉文子・藤城富美子・宮崎博子・日吉輝幸：保育所の環境整備に関する調査研究報告書―保育所の人的環境としての看護師等の配置―、日本保育協会、平成 21(2010)年

[3-3-1-17]

藤井あけみ：チャイルド・ライフの世界―子どもが主役の医療を求めて、新教出版、平成 13(2001)年

[3-3-1-18]

衛藤隆：ライフスパンからみた定期健康診断のあり方、小児内科、43、1424-1433、東京医学社、平成 23(2011)年

エ 子どもとプレーリーダー

[3-3-1-19]

日本冒険あそび場づくり協会：同ホームページ
<http://www.ipa-japan.org/asobiba/modules/asobiba0/index.php?id=2>

「プレイリーダー」「プレイワーカー」の表記も使われるが、日本冒険遊び場づくり協会等の現場においては「プレーリーダー」「プレーワーカー」という表記が一般に使われる。

[3-3-1-20]

日本冒険遊び場づくり協会：2005 年度事業報告書、平成 18(2006)年
<http://www.tanuki-yama.com/tsunagu/leader.html>

有償プレーリーダーの必要性について記載されている。

[3-3-1-21]

日本冒険あそび場づくり協会：同ホームページ
<http://www.ipa-japan.org/asobiba/>

1943 年にデンマークのコペンハーゲンのエンドラップにて廃材置き場で遊ぶ子どもたちに触発されて造園家のソーレンセンが始めた冒険遊び場は英国のアレン卿夫人によって英国のみならず世界に飛び火して普及した（詳細は『都市の遊び場』（アレン卿夫人、大村虔一・瑋子訳 1973、鹿島出版）参照。1975 年に世田谷区内で始った運動は 1979 年に世田谷区の事業による羽根木プレイパークとして恒久的開設し、全国での展開の先駆けとなった。現在は非定常的な活動も含めて 400 近い。全国での運動の展開は日本冒険遊び場づくり協会に詳しい。

[3-3-1-22]

天野秀昭：よみがえる子どもの輝く笑顔～遊びには自分を育て、癒やす力がある～、すばる舎、平成 23(2011)年

3 (3) ② 子どもの参画

[3-3-2-1]

「広島市こども条例」に反対し子どもを守る教師と保護者の会ホームページ
<http://www.kodomo-jyourei.net/koushin.html>

例えば広島市の秋葉市政時代にすすめようとした子どもの権利条例の反対は教師や親父の会等からそのような反対があった。

[3-3-2-2]

教育基本法（第二条第二項）

「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」とある。

[3-3-2-3]

ロジャー・ハート著、木下・南・田中監修、IPA 日本支部訳：子どもの参画～コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際、萌文社、平成 12(2000)年

[3-3-2-4]

奈良市：子ども条例検討に伴うアンケート調査報告書、平成 25(2013)年
<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1337662007888/files/houkokusho.pdf>

[3-3-2-5]

三重県：みえの子ども白書 2012、平成 24(2012)3 月
<http://www.pref.mie.lg.jp/D1KODOMO/hakusyo2012/08dai4syoushou.pdf>

第 4 章では、三重県が実施した「子ども条例に基づく調査」結果から地域社会の状況や大人から子どもへの関わり方、受け止める子どもの気持ちの双方向から考察している。

[3-3-2-6]

NPO 法人ワールドビジョン・ジャパン：南三陸町とワールドビジョン・ジャパンによる子ども参画の事例～南三陸町まちづくりプロジェクト～、平成 24(2012)年
<http://www.worldvision.jp/support/pdf/machipro.pdf>

[3-3-2-7]

(財)地域活性化センター：月刊地域づくり、平成 22 年 11 月特集 青少年の参加によるまちづくり、平成 22(2010)年 11 月
<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/book/monthly/1011/html/f00.htm>

松戸市小金地区のわくわく探検隊の活動等、青少年の参加によるまちづくりの紹介事例が紹介されている。

[3-3-2-8]

ロジャー・ハート：コミュニティを育てるには子どもが必要、こども環境学会総会国際シンポジウム基調講演より、平成 17（2005）年 5 月

[3-3-2-9]

ユニセフ 子どもにやさしいまち UNICEF Child Friendly Cities
<http://www.cfcapjapan.jp>

3（3）③ 子どもの異文化理解・多文化共生

[3-3-3-1]

文部科学省：帰国・外国人児童生徒等の現状について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm

[3-3-3-2]

宮島喬：外国人の子どもの教育、東京大学出版会、平成 26（2014）年

3（3）④ 子どもの成育コミュニティ及びコミュニケーションに関する調査研究

ア 子どもの仲間集団に関する研究

[3-3-4-1]

住田正樹：子どもの仲間集団と地域社会、九州大学出版会、昭和 60（1985）年

[3-3-4-2]

住田正樹：子どもの仲間集団の研究、九州大学出版会、平成 7（1995）年

[3-3-4-3]

沢山美果子：近代家族と子育て、九州大学出版会、平成 25（2013）年

[3-3-4-4]

神宮輝夫・高田賢一・北本正章：子どもの世紀ー表現された子どもと家族像、ミネルヴァ書房、平成 25（2013）年

[3-3-4-5]

梶木典子・瀬渡章子：冒険遊び場におけるプレイリーダーの役割と確保ープレイリーダーに対するインタビュー調査結果、日本建築学会技術報告集 16、pp. 309-312、平成 14（2002）年 12 月

[3-3-4-6]

田中浩司：集団遊びの発達心理学、北大路書房、平成 26(2014)年

イ 医療機関等における子ども支援に関する研究

[3-3-4-7]

浦添綾子・仙田満・辻吉隆・矢田努：あそび環境よりみた小児専門病院病棟の建築計画に関する基礎的研究、日本建築学会計画系論文集、535、99-105、平成 12(2000)年 9 月

[3-3-4-8]

浦添綾子・仙田満・辻吉隆・矢田努：あそび環境よりみた小児専門病院病棟におけるプレイルームの建築計画に関する研究、日本建築学会計画系論文集、550、143-150、平成 13(2001)年 12 月

[3-3-4-9]

仲綾子・仙田満・辻吉隆・矢田努：入院児のあそび環境意識調査にもとづく小児専門病院病棟の建築計画に関する研究、日本建築学会計画系論文集、561、113-120、平成 14(2002)年 11 月

[3-3-4-10]

パメラ＝バーンズ・小林登・後藤真千子・野村みどり：座談会「病院における子ども支援プログラムプレイスペシャリストの役割とわが国における展開、月刊総合ケア 13(1)、46-56、平成 15(2003)年 1 月

ウ 子どもの共同体験に関する研究

[3-3-4-11]

明石要一・岩崎久美子：児童の放課後活動の国際比較ードイツ・イギリス・フランス・韓国・日本の最新事情、福村出版、平成 24(2012)年

[3-3-4-12]

藤本浩之輔：遊び文化の探求（日本児童文化史叢書）、久山社、平成 13(2001)年

[3-3-4-13]

加古里子：日本伝承のあそび読本〔復刻〕、福音館書店、平成 26(2014)年

エ メディアの及ぼす影響に関する研究

[3-3-4-14]

日本放送協会放送文化研究所：NHK中学生・高校生の生活と意識調査 2012ー失われた 20 年が生んだ“幸せ”な十代（NHK 中学生・高校生の生活と意識調査）、NHK出版、平

成 25(2013)年

オ コミュニケーションに関する研究

[3-3-4-15]

Dell Hymes: On communicative competence、 In J. B. Pride and J. Holmes、 eds.、 Sociolinguistics: Selected Readings. Hamondsworth: Penguin Books、 1972

[3-3-4-16]

齋藤孝：コミュニケーション力（岩波新書）、岩波書店、平成 16(2004)年

[3-3-4-17]

Susan Cain: Quiet: The Power of Introverts in a World That Can't Stop Talking、 Hamondsworth: Penguin Books、 2012

[3-3-4-18]

本田由紀：多元化する「能力」と日本社会、NTT 出版、平成 17(2005)年

[3-3-4-19]

文科省コミュニケーション教育推進会：子どもたちのコミュニケーション能力を育むために～「話し合う・創る・表現する」ワークショップへの取組～審議経過報告のとりまとめ、文科省、平成 23(2011)年 8 月

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/1310607.htm

＜参考資料＞

子どもの成育環境分科会審議経過

平成 23 年

- 12 月 16 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 1 回）
○成育時間に関する提言（案）について
○成育コミュニティの現状と課題について

平成 24 年

- 2 月 6 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 2 回）
○成育時間に関する提言（案）について
○成育コミュニティの現状と課題について
- 3 月 27 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 3 回）
○成育時間に関する提言（案）について
○成育コミュニティの現状と課題について
- 3 月 27 日 成育空間に関する政策提案検討小委員会（第 22 期・第 1 回）
○小委員会の役割について
○子どもの成育とコミュニティについて
- 4 月 23 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 4 回）
○成育時間に関する提言（案）について
○成育コミュニティの現状と課題について
- 6 月 5 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 5 回）
○成育時間に関する提言（案）最終とりまとめについて
- 7 月 10 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 6 回）
○成育時間に関する提言（案）最終とりまとめについて
○成育コミュニティに関する提言の方向性について
- 9 月 4 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 7 回）
○成育時間に関する提言（案）最終とりまとめについて
○成育コミュニティに関する提言の方向性について
- 9 月 4 日 成育空間に関する政策提案検討小委員会（第 22 期・第 2 回）
○コミュニティ概念の細分化について
○子どもの成育環境としてのコミュニティについて
- 10 月 26 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 8 回）
○成育時間に関する提言（案）最終とりまとめについて
○成育コミュニティに関する提言の方向性について
- 12 月 14 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 9 回）
○成育時間に関する提言（案）最終とりまとめについて
○成育コミュニティに関する提言の方向性について

平成 25 年

5 月 17 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 10 回）

○成育コミュニティに関する提言の方向性と目次構成について

7 月 16 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 11 回）

○成育コミュニティに関する提言の構成と分担執筆について

11 月 12 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 12 回）

○成育コミュニティに関する提言（案）のとりまとめについて

平成 26 年

1 月 7 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 13 回）

○成育コミュニティに関する提言（案）のとりまとめについて

3 月 3 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 14 回）

○成育コミュニティに関する提言（案）のとりまとめについて

6 月 2 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 15 回）

○成育コミュニティに関する提言（案）のとりまとめについて

7 月 28 日 子どもの成育環境分科会（第 22 期・第 16 回）

○成育コミュニティの課題と提言の最終とりまとめ

平成 27 年

1 月 7 日 子どもの成育環境分科会（第 23 期・第 1 回）

○22 期分科会からの継続事項について

3 月 25 日 子どもの成育環境分科会（第 23 期・第 2 回）

○成育コミュニティの課題と提言についての討議

6 月 10 日 子どもの成育環境分科会（第 23 期・第 3 回）

○成育コミュニティの課題と提言についての討議

8 月 12 日 子どもの成育環境分科会（第 23 期・第 4 回）

○成育コミュニティの課題と提言についての最終確認

12 月 25 日 子どもの成育環境分科会（第 23 期・第 5 回）

○成育コミュニティの課題と提言についての査読意見に基づく修正の最終確認

平成 28 年

4 月 27 日 子どもの成育環境分科会（第 23 期・第 6 回）

○成育コミュニティの課題と提言の査読結果への対応および次期提言内容について

7 月 15 日 子どもの成育環境分科会（第 23 期・第 7 回）

○検討課題と提言内容の整理

9 月 27 日 子どもの成育環境分科会（第 23 期・第 8 回）

○提言査読結果への対応とシンポジウム開催案について

〇〇月〇〇日 日本学術会議幹事会（第〇回）

○提言「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて－成育コミュニティの
課題と提言－」について承認

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目をチェックし、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	① はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	① はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定していますか（例：文部科学省研究振興局等）。	① 部局名： 内閣府等 2. 特に無い
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	① はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	① はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	① はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	① はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等を行わず、適切な引用を行った。	① はい 2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	① はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	① はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	① はい 2. いいえ

※チェック欄で「いいえ」を記入した場合、その理由があればお書きください

記入者（委員会等名・氏名）：

心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同

子どもの成育環境分科会 ・ 内田 伸子（委員長）

参考： 日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。

<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/140530.pdf>